

< 資 料 >

資料 I

長崎県県庁舎跡地活用懇話会設置要綱等

長崎県県庁舎跡地活用懇話会設置要綱

(設 置)

第1条 県庁舎が移転した場合の現庁舎の跡地活用に関して、広く県民及び専門家等の意見を求めるため、長崎県県庁舎跡地活用懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、知事に対して意見を述べるとともに、長崎市長に意見を送付するものとする。

- (1) 県庁舎の跡地活用にかかる基本理念及び基本的な方向に関すること
- (2) その他、県庁舎の跡地活用に関し必要な事項

(委 員)

第3条 懇話会は、知事が委嘱する別紙の委員で組織する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(組 織)

第5条 懇話会は、会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を掌理し、会議の議長となる。
- 4 会議は、会長が県と協議のうえ、招集する。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(作業部会)

第6条 第2条に掲げる所掌事務を具体的かつ専門的に検討を行うため、作業部会を設ける。

- 2 作業部会は、委員のうち別紙に示す者により組織する。
- 3 作業部会には、部会長を置き、構成する委員の互選により決定する。
- 4 部会長は、会務を掌理し、作業部会の議長となる。
- 5 作業部会の会議は、部会長が県と協議のうえ、招集する。
- 6 部会長に事故があるときは、構成する委員の互選により指名された者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、知事公室まちづくり推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

県庁舎跡地活用懇話会委員名簿

氏 名	職 名 等	作業部会
市川 森一	長崎歴史文化博物館名誉館長	○
糸屋 悦子	株式会社イーブワークス代表取締役	
井上 俊昭	長崎県離島振興協議会会長	
上田 恵三	長崎自動車株式会社代表取締役社長	
奥 真美	首都大学東京教授	○
奥村慎太郎	雲仙市長	
片岡 カ	まちづくりアドバイザー	○
神近眞智子	長崎商工会議所女性会副会長	
川添 弘之	江戸町自治会会長	
川村 カ	元県議会議員	
菊森 淳文	財団法人ながさき地域政策研究所常務理事	○
桐野 耕一	NPO法人長崎コンプラドール理事長	○
熊 邦雄	長崎県商工会連合会副会長	
合田 敏行	日本放送協会長崎放送局長	
小林喜平太	稲佐山観光ホテル取締役社長	
清水 慎一	株式会社ジェイティービー常務取締役	○
鈴木 一郎	長崎経済同友会副代表幹事	
竹本 慶三	佐世保市商店街連合会会長	
朝長 則男	佐世保市長	
中牟田真一	株式会社浜屋百貨店代表取締役社長	
服部 敦	中部大学中部高等学術研究所教授	○
林 一馬	長崎総合科学大学教授	○
日端 康雄	慶応義塾大学名誉教授	○
平井 聖	昭和女子大学特任教授	○
ブライアン・パークガフニ	長崎総合科学大学教授	○
堀 憲昭	長崎文献社専務取締役	
松藤 悟	長崎県商工会議所連合会会長	
溝尾 良隆	帝京大学教授	○
村木昭一郎	野母商船株式会社代表取締役副社長	○
梁瀬 正輝	社団法人長崎青年会議所理事長代行	
山口 純哉	長崎大学准教授	○
渡邊 貴史	長崎大学准教授	○

設 置 趣 旨

県庁舎及び警察本部庁舎の整備について、現庁舎が抱える諸課題を解決するため、県議会や、民間の各界各層からなる「県庁舎整備懇話会」において検討が重ねられた。

県議会では、平成20年9月定例県議会において「県庁舎整備特別委員会」が設置され、県庁舎の整備方法や建設場所をはじめ、県庁舎整備に関して幅広く審議された。

その結果、平成21年5月に開かれた臨時県議会において、「新たな庁舎の建設が必要であり、建て替える場合の建設場所は魚市跡地とし、着工を判断するため早急に基本構想を策定すること」とする意見書（注1）が採択された。

また、その際に、現庁舎の跡地活用についても、県庁舎の基本構想と併せて議論すべきであるとの委員長報告があった。

これをうけて、平成21年6月定例県議会で、「移転する場合の跡地活用については、長崎市と一体となり、県議会をはじめ幅広く皆様のご意見をお聞きしながら、積極的に検討する」という県の考え方が表明された。（注2）

こうした経過を踏まえ、本懇話会が設置され、跡地活用の基本理念や基本的な方向等を検討することとなった。

<注1>

◇県議会の意見書（平成21年5月29日 平成21年5月臨時県議会）

県庁舎整備に関する意見書

現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、老朽化、狭隘化、分散化等の課題に加え、災害発生時の防災拠点施設としての耐震性と適切な機能確保が重要な課題となっており、これらの課題を抜本的に解決するための整備が必要である。

そのため、県議会として、今後さらに検討を行う必要があることから、知事におかれては、以下の方針を前提に進めることを要望する。

記

- 1 現庁舎の耐震改修は困難であると判断し、新たな庁舎の建設が必要であり、建て替える場合の建設場所は、魚市跡地とする。
- 2 新庁舎の着工については、基本構想の内容などを審議したうえで判断する必要があることから、早急に基本構想を策定すること。
なお、基本構想策定にあたっては、県議会に報告し意見を求めること。

以上、意見書を提出する。

平成21年5月29日

長 崎 県 議 会

※ 県庁舎整備特別員会委員長報告では、このほか、移転する場合の跡地活用についても検討すべきとされた。

<注2>

◇知事説明（平成21年6月19日 平成21年6月定例県議会）

（県庁舎の整備の基本的な考え方）

県庁舎及び警察本部庁舎の整備については、現庁舎が抱える諸課題を解決するため、これまでの経緯や県議会でのご議論等を踏まえるとともに、民間の各界各層からなる「県庁舎整備懇話会」のご意見もお伺いしながら、検討を行ってまいりました。

県議会におかれても、これまで長きにわたり熱心なご議論をいただき、昨年9月定例会においては「県庁舎整備特別委員会」が設置され、県庁舎の整備方法や建設場所をはじめ、県庁舎整備に関して幅広いご審議を賜りました。その結果については、先の5月臨時会で委員長報告が行われるとともに、特別委員会のご議論を踏まえて、「県庁舎整備に関する意見書」が採択されたところであります。

こうした経過や意見書の趣旨を踏まえ、県としては、今般、県庁舎を建て替える場合の建設場所を長崎魚市跡地として、基本構想の策定に着手することといたしました。今後は、県庁舎整備特別委員会や県庁舎整備懇話会等のご意見、ご提言を参考とするとともに、引き続き県議会のご意見も賜りながら、できるだけ早期に県庁舎整備に関する基本構想を策定いたします。

なお、基本構想の策定に際しては、これからの長崎県にふさわしく県民に親しまれる庁舎を基本として、事業規模や事業費の圧縮に努力し、県庁舎建設整備基金を活用して県財政に過度の負担をかけないように努めること、道州制など将来の新たな行政ニーズに柔軟に対応できるものとするなど、などを念頭におきながら、検討を進めてまいります。

さらに、基本構想の策定とあわせて、移転する場合の跡地活用についても、長崎市と一体となり、県議会をはじめ幅広く皆様のご意見をお聞きしながら、積極的に検討してまいります。

資料Ⅱ

懇話会に提出された資料

資料番号	項 目	頁
資料 1	県庁舎跡地活用の検討経緯	57
資料 2	- 1 個別の意見と提言の関係（基本理念）	58
	- 2 個別の意見と提言の関係（基本的な方向等）	59
	- 3 個別の意見と提言の関係（期待される活用方法）	60
資料 3	県庁舎跡地活用の検討対象	61
資料 4	- 1 現庁舎敷の歴史	62
	～ 長崎発祥の地で公共的に利用されてきた場所 ～	
	- 2 （参考）お旅所の変遷について	63
	- 3 警察本部敷地の歴史	64
	～ 警察本部敷地は明治以降に民地を活用 ～	
資料 5	- 1 長崎奉行所の機能と出島、唐人屋敷	65
	- 2 （参考）出島復元計画	66
	- 3 （参考）唐人屋敷顕在化事業	68
資料 6	- 1 歴史的痕跡	70
	～ 江戸期のなごりを留める石垣 ～	
	- 2 （参考）旧庁舎の配置	71
	- 3 （参考）奉行所の配置	72
資料 7	- 1 現庁舎敷の埋蔵文化財について	73
	～ 正面玄関付近は、本格的な発掘調査が必要 ～	
	- 2 現庁舎敷の史跡指定について	74
	～ 史跡指定されると復元以外の建物を建てるのは難しい ～	
	- 3 有形文化財（建物）の指定等の状況	75
	～ 県庁舎敷地には指定・登録文化財はないが、第三別館は要検討 ～	
	- 4 （参考）各都道府県の庁舎建替における文化財の事例	76
資料 8	- 1 都市構造の中での位置（その1：経緯）	77
	～ 昔から道の起点になっている場所 ～	
	- 2 （参考）戦災復興計画と現在の都市計画規制	78
	- 3 都市構造の中での位置（その2：現状）	79
	～ 都市構造上、町の中心となっている場所 ～	
	- 4 （参考）現庁舎周辺の主な施設	80
資料 9	都市計画マスタープランについて	81
資料 10	- 1 都市再生について	88
	- 2 （参考）世界遺産登録に向けた動き	89
資料 11	出島復元計画との関係	90
	～ 一定の配慮が必要 ～	
資料 12	地形（県庁舎周辺の状況）	91
	地形（断面図）	92
	～ 敷地内で7 m以上の高低差 ～	
資料 13	県庁舎と他の公共施設の面積比較	93
	～ 特別に広い土地ではない ～	
参考 1	アイデア募集の結果について	95
参考 2	国・公有地等の活用事例	127
参考 3	「象徴的な場所」の世界における事例	131
	「長か岬」の歴史変遷レポート（提言書）～「長か岬」を考える会	149

県庁舎跡地活用の検討経緯

資料 1

第1回懇話会での意見 (8/10)

- A 跡地の歴史性を大切にされた整備**
 ・歴史的重要性を踏まえ、歴史を活かす
 ・歴史を活かしたアイストップの形成
 ・長崎の歴史を全国・世界に発信する場所へ
 ・出島との一体的な連続性を持った整備
 ・本物を作り込んでいく、石垣を残す
- B 観光の拠点となりうる整備**
 ・観光による活性化の起爆剤になる活用
 ・ランドマークとなりうる整備
- C 人々が集い、交流の場となるよう整備**
 ・観光客や県民・市民が今以上に集い、交流する場
 ・県庁があったときよりも魅力のあるものに
- D 都市機能の充実**
 ・長崎市全体のまちづくりと連動すべき
 ・歴史性とまちづくりや活性化をどう結びつけるか
 ・高度利用も検討が必要

応募アイデア(例示) (7/22~8/28)

- A 跡地の歴史性を大切にされた整備**
 史跡復元、歴史博物館・資料館、歴史・史跡公園
- B 観光の拠点となりうる整備**
 展望施設、付帯駐車場、総合案内所、くunchi広場・イベント広場、物産館、世界遺産館
- C 人々が集い、交流の場となるよう整備**
 公園・多機能広場、交流センター、多目的ホール
- D 都市機能の充実**
 駐車場、教育・研究施設、文化施設、行政施設、防災センター、商業施設、病院、道路

作業部会での意見 (19/27, 2/10/25)

- 【作業方針】**
 1 跡地の歴史、地形等の特性を整理
 ①歴史的な特性(保存すべき文化財があるか)
 ②地形的特性(起伏があり、狭い)
 ③都市構造における特性(まちづくり全体の中での位置付け)
 ④この土地の意味・性格(県民の財産)
- 【主な意見】**
 ・県市の発展のためにどう使うかという視点が必要
 ・「くunchi」がより発展していくアイデアを出すべき
 ・単に売却するという議論はありえない
 ・公共性の強い場所であり、公共利用すべき
 ・結節点と捉えれば、複合的な機能をもつべき
 ・各委員が基本理念の柱を出し合えばよい
 ・都市機能の充実は跡地ではなく都市全体の議論

作業部会及び懇話会の結果をもとに整理した事項

- 基本理念の検討 (資料2-1)
 ○基本的な方向等の検討 (資料2-2)
 ○期待される活用方法の検討 (資料2-3)
- 県庁舎跡地活用の検討対象 (資料3)
 ○長崎発祥の地で公共的に利用されてきた場所 (資料4-1)
 (参考)お旅所の変遷について (資料4-2)
 ○警察本部敷地は明治以降に民地を活用 (資料4-3)
 ○長崎奉行所の機能と出島、唐人屋敷 (資料5-1)
 (参考)出島復元計画 (資料5-2)
 (参考)唐人屋敷顕在化事業 (資料5-3)
 ○江戸期のなごりを留める石垣などが残る (資料6-1)
 (参考)旧庁舎の配置 (資料6-2)
 (参考)奉行所の配置 (資料6-3)
 ○正面玄関付近は本格的な発掘調査が必要 (資料7-1)
 ○**史跡指定を受けると復元以外の建物を建てるのは難しい** (資料7-2)
 ○県庁舎敷地には指定・登録文化財はないが、第三別館は要検討 (資料7-3)
 (参考)各都道府県の庁舎建替における文化財の事例 (資料7-4)
 ○昔から道の起点になっている場所 (資料8-1)
 (参考)戦災復興計画と現在の都市計画規制 (資料8-2)
 ○都市構造上、町の中心となっている場所 (資料8-3)
 (参考)現庁舎周辺の主な施設 (資料8-4)
 ○都市づくりの観点からの活用が必要 (資料9)
 ○海辺のゾーンと中心部の商店街等を繋ぐ回遊性の向上が重要 (資料10-1)
 (参考)世界遺産登録に向けた動き (資料10-2)
 ○出島復元計画に一定の配慮が必要 (資料11)
 ○県庁舎敷地内で7m以上の高低差がある (資料12)
 ○特別に広い土地ではない (資料13)
- ◇アイデア募集の結果について (参考1)
 ◇国・公有地の活用事例について (参考2)
 ◇**「象徴的な場所」の世界における事例** (参考3)

作業部会で整理された主な論点

- ①県民誰もが利用できる場所
 県民共有の財産であるため、誰もが利用できる場所とする。
- ②集い、交流の場所
 人が行き来し、集い、交流する場として居住者、観光客が集まる場所とする。
- ③歴史性への配慮
 様々な歴史が積み重なった場所であり、これらを踏まえ活用する。
- ④都市核としての象徴的な場所
 町の中心であり長崎の町の発祥の地として象徴的な場所であるため、これらを踏まえ活用する。
- ⑤周辺との調和
 関連計画や景観に配慮し、周辺と調和した活用を行う。

第2回懇話会での意見 (11/21,23,25)

- 【主な意見】**
 ・跡地を最後の観光資源として活用しないと長崎が減じると訴えるべき。
 ・この場所に県庁が建っていることは、大事なものに蓋をしていることであり、この場所を長崎や日本の礎として内外に発信していく責務を果たせるタイミングに来ていることをもって認識すべきという想いが基本理念ではないか。
 ・もっと切迫感を感じるべき。
 ・いかに長崎全体に波及させるかを謳うべき。
 ・今より活性化することを強くアピールすべき。
 ・警察本部敷地は、県庁跡地で新しい使い方をするときの種地としての使い方十分。
 ・象徴的な場所に係る世界の事例を整理してほしい。
 ・西役所の史跡指定も検討が必要。
 この他、具体的な活用方法についての意見があった。

委員への意見照会

具体的な活用例について各委員から意見をいただいた。(11~12月)

【考慮すべき事項】

- 起伏のある地形、面積
- 埋蔵文化財等の取扱い
- 江戸町公園の機能の確保

提言案(ポイント)

第3回作業部会において、各委員からの意見をもとに提言案について議論がなされ、次のとおり取りまとめられた。
 ※個別の意見と提言の関係については資料2のとおり。

I 基本理念

- 現庁舎の敷地は、440年前の開港以来、教会や長崎奉行所西役所、海軍伝習所が置かれるなど、長崎発祥の礎でありかつ中心市街地の核ともいえる唯一無二の場所である。
- 県庁舎という行政機関の占有により、この場所の本来持つ価値や大いなる可能性が閉ざされてきた。
- 県議会での意見書採択は、大きなチャンスが到来したということであり、今こそ象徴的なこの場所に新たな魅力や価値を与えることで再生を図るべき。
- この場所を最後に最大の資源として活用しなければ長崎の将来は展望できないという切迫感を共有する必要があり、先送りは許されない。
- この場所を活用することにより、県全体の活性化につなげることが長崎県の責務である。

II 基本的な方向

- 県民共有の財産として誰もが利用できる場所とすることを前提に、①~④全てを満たすものとする。
- ①集い、交流を通じて新しい魅力や価値を創造する場
 - ②歴史性への配慮
 - ③都市核としての象徴性
 …長崎の町の発祥から発展に至る拠点
 - ④周辺との調和と波及効果
 …出島復元計画等への配慮、整備効果の県内波及
 ※警察本部庁舎敷地は、周辺のまちづくりの種地とするなど柔軟な活用も考えられる。

III 期待される活用方法 (各委員からの意見のうち代表的なもの)

- ①芸術・文化の新たな創造発信拠点
 - ②魅力や価値の体験・学習の場
 - ③歴史・文化を実感できる空間
- これらを含めた各機能を複合的に取り入れることなどにより、新たな賑わいや憩い・交流の創出を目指すべき。
 ※本格的な埋蔵文化財発掘調査を実施。石垣は残す方向で検討。第三別館は保存・活用を視野に調査。
 ※高低差や広い土地ではないことを認識。江戸町公園との一体的な活用についても検討。
 ※発掘調査を公開しながらの段階的な取組も検討。
 ※運営形態等のソフト面も並行して検討。
 ※跡地周辺エリアについて建物の高さ制限や景観の保全措置の検討が必要。

個別の意見と提言の関係（基本理念）

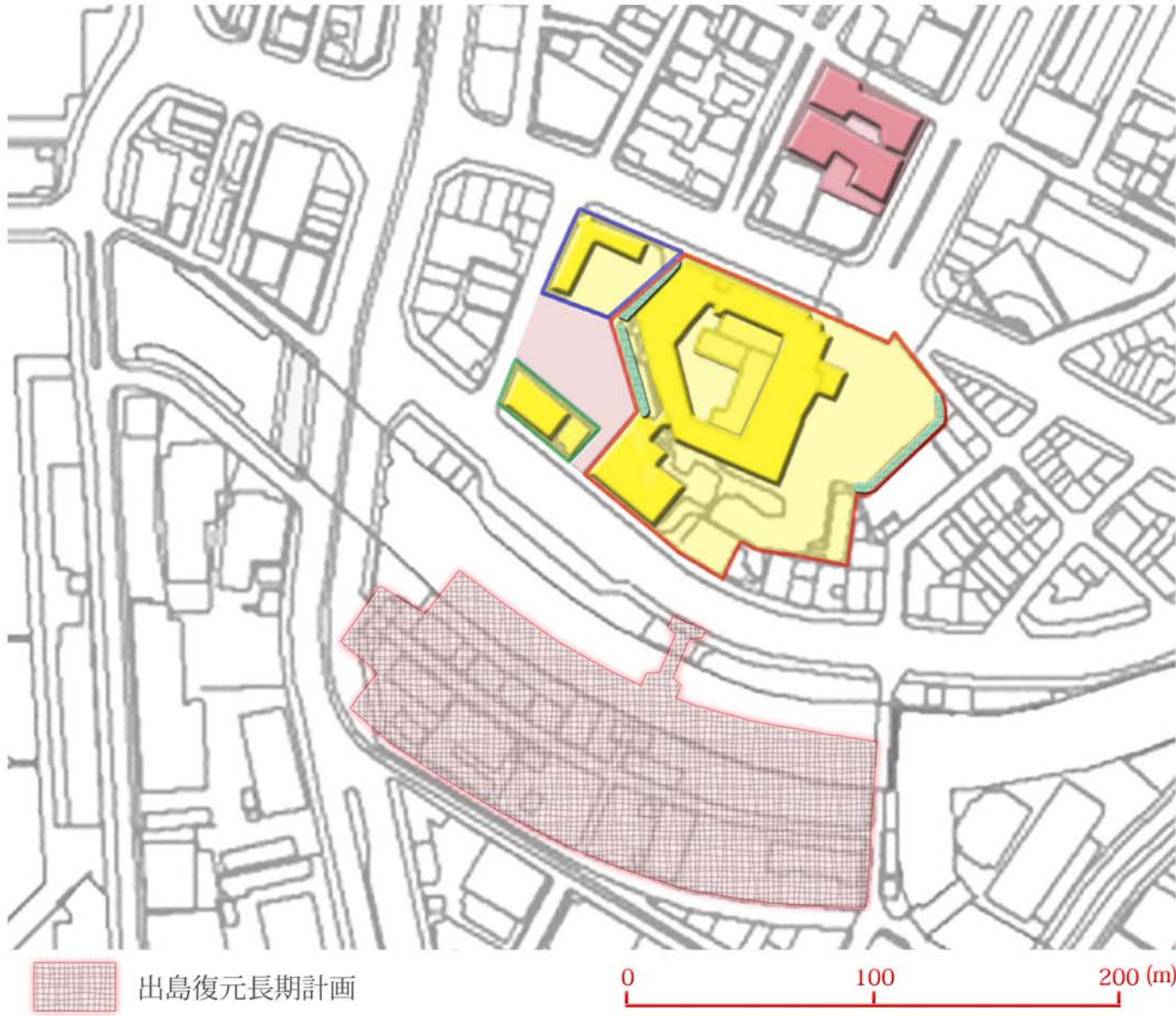
基本理念についての意見	意見を踏まえた内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本理念が一番大事であり、想いを強く訴え、そこに説得力がなければならない。 ○ 「基本的な視点」と「基本理念」、「基本的な方向」のトーンが同じなのでメリハリをつけるべき。 ○ 「基本的な視点」という項目はいらない（「基本理念」に統合してよい。）。 ○ 「基本的な視点」と「基本理念」の違いが分かりにくい。 ○ 「基本的な視点」だけにして、内容も圧縮して簡潔にした方がよい。 ○ 長崎のルーツとして、もともとここから始まったということを言える何かが必要。 ○ この場所は、日本の（近代化の）歴史の出発点でもある。 ○ 長崎で一番大事なのは、出島を通して海外から入ったものが日本にどう伝播していったのかということではないか。 ○ 長崎が本当に海外からの入り口だったということを示すようなものが必要。 ○ この場所には、日本史、世界史にかかわる歴史が埋もれている。 ○ この場所に県庁が建っていることは、大事なものに蓋をしているということである。 ○ この場所を次世代の長崎の発展の礎として内外に発信していく責務を果たせるタイミングにきているということをもっと認識しないといけない。 ○ この場所は象徴的な場所であり、駐車場にしたり売却するような場所ではないことをもっと言わなければいけない。 ○ 人が集まり誰もが認識を高める意味をもつ場所であって欲しい。 ○ 長崎が未来に向かっていけるような新しい価値をつくっていかねばいけない。 ○ 長崎の場合は文化と観光で発展するしか未来がなく、跡地を最後の観光資源として活用しないと長崎が減びると明確に訴えるべき。 ○ もっと切迫感を感じる必要がある。 ○ 今この議論をやらないと、長崎のまちがどうなるかというポイントに来ている。 ○ 時期は今しかなく、これをやらないと人口が減っていくだけ。 ○ 5年とか10年凍結することは、（長崎の発展の観点から）首を絞めることになる。 ○ 移転に反対する周辺の人たちが持つ将来への不安を解消できるように、今より活性化するというのを強くアピールすべき。 ○ 歴史性を強調するあまり、その点が希薄な感じがする。 ○ 跡地の場所に限定して考えるのではなく、いかに長崎全体に波及させるかということ強く謳って欲しい。 ○ 30年、50年後にどんな街になったらいいかという共通のイメージが必要。 ○ 現在の街にはないが重要な要素、という視点も重要。 ○ 「時」という観点が（理念などに）入っていない。「時」は環境を変えるし、主題を変える。 ○ 何かをつくるときには「時」が関わる。跡地の具体的な使い方は、完成時期が判らないと活用策の検討は難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長崎の町は、440年前の開港にもなって形成され、「長か岬」の先端には教会が建てられた。 ○ 天然の地形に恵まれたこの港町は、その後、教会の跡地に置かれた長崎奉行所とその前面に設けられた出島を核として、鎖国時代における西洋との交流を担うわが国唯一の港湾都市として発展してきた。 ○ 幕末期には、長崎奉行所西役所に海軍伝習所や医学伝習所が置かれ、日本中から集まる人々を通して、我が国に初めて入ってきた近代文化が、ここから国内の隅々まで伝播した。その後も長崎は、近代産業都市として、また、アジアと世界への玄関口として発展し、原爆による惨禍からの復興を遂げ、西九州の中核都市として発展を続けている。 ○ その中で、この場所も奉行所から県庁舎へと利用形態が変わり、庁舎自体は建替え、増改築がなされてきたが、この場所そのものは県庁舎という事務所機能を中心とした行政機関により占有されてきたといえる。 ○ しかしこのことにより、この場所が本来持つ価値や大いなる可能性が閉ざされてきたという側面があることは否定できない。 ○ すなわち、今日では産業構造が大きく変化し、歴史・文化や観光が重要視され、都市の魅力や内外への情報発信機能を高めていくことが強く求められるようになってきたが、長崎発祥の礎でありかつ中心市街地の核ともいべき唯一無二のこの場所を、県庁舎という事務所機能に限定利用することは、そうした可能性を自ら閉ざしていると考えられるのである。 ○ 先の県議会において、県庁舎の移転・新築が決議されたことは、この潜在的な可能性を開花させる上で、大きなチャンスが到来しているものと理解できる。それゆえ今こそ、都市核として象徴的なこの場所をいわば過去のしがらみから解放し、この場所に新たな魅力や価値を与えることで再生を図るべき時が到来していると認識されるのである。 ○ 急速な人口減少が危惧されている長崎は、国際都市として育んできた多様な側面を持つ独自の歴史・文化の活用や、最後の被爆地という特徴を通して、観光・交流をさらに強化していかなければ、明るい未来を描くことは難しいであろう。 ○ そしてその時に、この場所を最後で最大の資源として活用しなければ、長崎の将来は展望できないのではないかと考える。こうした切迫感を県民、市民が共有することが肝要であり、決して先送りは許されないと考える。つまりこの場所の新たな活用策を真剣に模索し、それを通して長崎県全体の活性化につなげていくこと、これの早急な実現をめざすことが長崎県の責務でもあると考えるのである。

個別の意見と提言の関係(基本的な方向等)

第2回懇話会に提出した「作業部会で整理された主な論点」	第2回懇話会・第3回作業部会での委員からの意見	意見を反映した「基本的な方向」
1. 県民誰もが利用できる場所 県民共有の財産であり、公共的に使ってきた土地であることから、特定の誰かが使う場所ではなく、誰もが利用できる場所とする。(単に売却してよいものではない。)		○基本的な方向 具体的な活用策の検討においては、県民共有の財産として誰もが利用できる場所とすることを前提とし、次に示す4つの基本的な方向を全て満たすものとするべきである。
2. 集い、交流の場 都市構造上、長崎駅、大波止ターミナル、松が枝国際観光船ふ頭をつなぐ海辺のゾーンと、中心部の商店街等をつなぐ重要な位置にある。また主要な観光資源の1つである史跡「出島」と隣接している。このため、回遊性の観点から、居住者のみならず観光客を含めて、人が行き来し、集い、交流する場として居住者のみならず観光客も集まる場所とする。	○「観光客」は商売をする人から見た見方であり、行政の中では書かない方がよい。	1. 集い、交流を通じて新しい魅力や価値を創造する場 都市構造上、長崎駅、大波止ターミナル、松が枝国際観光船ふ頭をつなぐ海辺のゾーンと、中心部の商店街等をつなぐ重要な位置にある。また主要な観光資源の1つである史跡「出島」と隣接している。このため、回遊性の観点から、居住者のみならず来訪者を含めて、人が行き来し、集い、交流することにより、長崎の新しい魅力や価値を創造する場所とする。
3. 歴史性への配慮 開港以来、イエズス会の教会や貿易を統括していた長崎奉行所(西役所)など様々な歴史が積み重なった場所であり、江戸期のなごりを留める石垣もあるため、これらの歴史性を踏まえた活用を行う。	○近代への配慮が読めるよう、近代化遺産の文言(第三別館等)を入れてはどうか。	2. 歴史性への配慮 開港以来、キリスト教の教会や生糸貿易の会所、鎖国時代の海外交易を統括していた長崎奉行所(西役所)や幕末期の近代化を支えた海軍伝習所など、様々な歴史が積み重ねられてきた重要な場所であり、江戸期のなごりを留める石垣等もあることから、この歴史性を踏まえた活用を行う。
4. 都市核としての象徴的な場所 都市構造における街の中心であると同時に、長崎の町の発祥の地として象徴的な場所であることから、これらを踏まえた活用を行う。	○市の中心であることは分かるが、より広いスケールでも重要な場所ということが伝わらないので工夫が必要。 ○象徴的な場所という観点がとても重要。	3. 都市核としての象徴性 都市構造において中心市街地の核であると同時に、長崎の町の発祥から発展に至る拠点として常に象徴的な役割を担ってきた場所であることから、これを踏まえた活用を行う。
5. 周辺との調和 長崎市の出島復元計画や都市計画マスタープランなどの関連計画に配慮するとともに、良好な景観の形成に努めるなど、周辺と調和した活用を行う。	○跡地に限定して考えるのではなく、いかに長崎全体に波及させるかということ強く謳うべき。	4. 周辺との調和と波及効果 長崎市の出島復元計画や都市計画マスタープランなどの関連計画に配慮しつつ、良好な景観の形成に努めるなど、周辺と調和した活用を行うとともに、その効果を周辺地域はもとより、広く県内に波及させていくような活用を行う。
	○警察本部敷地は、県庁跡地で新しい使い方をしていくときの種地としての使い方で十分。	なお、警察本部庁舎敷地は、県庁舎跡地で新しい使い方をする際の関連施設とすることや、周辺のまちづくりの種地とするなど、より柔軟な活用をすることも考えられてよい。
○その他利用についての委員からの意見	※第1回懇話会～第3回作業部会の意見 ○活用例はコンプレックスということで十分。 ○4つの「基本的な方向」と活用例の関係をわかりやすく書くべき。 ○徹底的に遺跡発掘調査を行ってほしい。 ○石垣は必ず残すべき。 ○建物や石垣等の保存の必要性を診断する必要がある。 ○現庁舎敷地の持つ地形的特性(起伏がある、思いの外狭い等)の整理が必要。 ○江戸町公園も含めて検討対象とすべき。 ○発掘調査を市民に見てもらいながら、二段階方式で整備することも考えられるのではないか。 ○前提条件として、これは県と市でやるのか、民間のセクターを使って考えるのかということも検討する必要がある。 ○現実的にどの程度の資金を集中できるのかということを押さえる必要がある。 ○持続可能な運営形態などソフト面の検討も並行して行うべき。 ○跡地周辺の民地を含んだエリアにおける建物の建て込みや景観などの保全的な措置の必要性も盛り込んではどうか。	○期待される活用方法 「基本理念」及び「基本的な方向」を踏まえ、具体的な活用方法について各委員から別添1のとおり様々な意見が提出された。これらのうち、代表的な例を示すと以下のような活用方法が期待される。 (期待される活用例) 省略(次ページ参照) 今後、例えば、これらの活用例を含めた各機能を複合的に取り入れることなどにより、4つの「基本的な方向」を満たす新たな賑わいや憩い・交流の創出を目指し、早急に具体的な活用策を検討すべきである。 なお、検討にあたっては次の点に留意する必要がある。 ・埋蔵文化財については本格的な発掘調査を実施すること、歴史ある石垣は残す方向で検討すること、及び大正期に建てられた第三別館については保存・活用も視野に入れた調査を実施することが必要である。 ・敷地内で7m以上の高低差があることや、特別に広い土地ではないことを認識するとともに、江戸町公園の機能を確保することを前提とした公園との一体的な活用についても検討する必要がある。 ・現庁舎敷地の埋蔵文化財発掘調査を公開しつつ、先行して実施可能な箇所の整備を進めるといった段階的な取り組みも考えられる。 ・施設や建物のハード面だけでなく、内容が陳腐化しないような自立的・持続的な運営形態など、ソフト面での検討を並行して行う必要がある。 ・現庁舎敷地周辺の民有地を含めたエリアについて、建物の高さ制限や景観の保全等の措置を検討する必要がある。

個別の意見と提言の関係（期待される活用方法）

期待される活用方法についての意見	意見を踏まえた期待される活用方法
<ul style="list-style-type: none"> ○みなさんがまちを楽しみ見られるように、出島と跡地を一体的に整備（第1回懇話会） ○出島と一体となった江戸町（石垣の下のエリア）の商業地化は必要である。商店街の一角に、劇場、ミュージアム、レストランが入った、江戸期の芝居小屋風にデザインされた都市型劇場（第2回懇話会） ◆にぎわいの町創出～外観は芝居小屋風で、中身は演劇、ライブ、寄席、ミニ・コンサート等が催せる都市型シアター（A 委員） ◆歴史、平和、地球環境に関わる記念館や文化、芸術、交流の多目的ホールなど（M 委員） ◆小規模ながら（本格的な）音楽堂（オペラハウス）（G 委員） ○長崎は、西洋の歴史文化が日本に始めて入ってきた場所で、ここから日本各地に波及していった歴史の場だ、と言うことを長崎の人たち自身が認識し、全国、世界に発信する為の場所（第1回懇話会） ○長崎に来たらまずここに行こうという場所、風景を見て一休みできようなくつろぎ、やすらげる場所（第2回懇話会） ○歴史のある国際的なまちであり、市民・県民だけでなくアジア更に世界の人々が交流できるような場所（第1回懇話会） ◆日本近代化博物館（H 委員） ◆長崎県世界遺産（候補）資料館を地上に公園とともに配置し、地下に長崎県文化研修ホールを配置して地下道などで出島と繋げる。（F 委員） ◆「日本の近代化」をテーマにした施設～イベント向けの箱物ではなく、また、観光客だけでなく市民が日常的に訪れるための行政窓口などの機能を備え、イベントにも活用できる（J 委員） ◆未来創造交流拠点を構成する複合建築施設群 真に人々が自由に安心して交流できる賑わい広場と、それと連携した歴史、平和、地球環境に関わる記念館、文化、芸術、交流の多目的ホールなど（M 委員） ◆長崎奉行所（西役所）・岬の教会（被昇天の聖母教会堂）を復元し、公園を造る。 建物は竜馬伝館等の各種博覧会ができる建物（博物館）とする。（C 委員） ◆西役所を復元し、子供のための長崎の歴史を学ぶミュージアムを創設（N 委員） ◆長崎県域に関わる歴史上往来した人物の集約とアピール（D 委員） ◆市民がくつろぎに行きたくなる場所、市民がよその人を案内したくなる場所、観光者が長崎に来たら、まずここに来る場所～歴史性を活かした機能、会議室、迎賓館などとしレストランを併設（O 委員） ◆出島のアピールのためにも和華蘭伝統芸能館などのコンベンション機能を有する国際交流センター等を整備し、常時国内外また県内の伝統芸能、郷土芸能等を披露する場（B 委員） ◆歴史、史跡公園の中に、人々が集い、交流の場となる多目的ホール（コンベンションホール）（E 委員） ◆比較的小規模なコンベンション・ホールなど（L 委員） ◆様々な利用ができる広場の空間（Q 委員） ◆歴史性に着眼した記念広場（L 委員） ◆屋内は展示と展望、屋外は歴史ガーデン、御旅所等のイベント広場（D 委員） ◆長崎の「中世」、「近世」、「近代」、「現代」、「未来」をミニチュアで造作する野外ガーデン（D 委員） ◆長崎の港まちの展望と解説でめぐる展望回廊（D 委員） ◆市民にも憩いの場所となるような歴史公園的な整備、江戸町公園を取り込んでお旅所を設けることができるお祭り公園の整備（N 委員） ◆再現した各施設を背景に、当時の町並みのなかで歴史ある「おくんち」の様々な踊りを見物できる演出機能を持った「踊り場」を整備し、より多くの観光客に異国情緒あふれる長崎の歴史と伝統を体感してもらう。（B 委員） ◆県民、市民が日常的に利用できる施設 駅～大波止方面⇒浜の町、市役所⇒出島、松が枝方面の回遊性を高め、まちの活性化につながる施設（P 委員） ◆日本の歴史研究のメッカとなるような研究機能等を備えた大学、研究機関・共同利用機関を核とした総合施設（K 委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ①芸術・文化の新たな創造発信拠点 長崎独自の歴史・文化を題材とした芝居や舞踏、ミュージカル、コンサート、寄席などを催すことができる都市型シアターや音楽堂など、国内外に芸術・文化を発信する新たな拠点。 ②魅力や価値の体験・学習の場 世界遺産（候補）をはじめとする長崎県の歴史・文化・観光資源や食の魅力などについて体験・学習できるとともに、その魅力や価値を広く伝達できる場所。 ③歴史・文化を実感できる空間 長崎の町の発祥から発展に至る拠点として象徴的な役割を担ってきた場所に相応しい記念広場や、史跡を活かした公園とするなど、歴史・文化を実感できる空間。



敷地面積等	
県庁舎	約 13,000㎡
本館・第一別館	約 11,300㎡
第二別館	約 600㎡
第三別館	約 1,100㎡
警察本部	約 2,000㎡
江戸町公園	約 1,800㎡
.....	
用途地域	商業地域
建ぺい率	80%
容積率	600%

※江戸町公園の取り扱いについて

県庁舎跡地の活用の検討にあたっては、同等の機能を確保することを前提として、江戸町公園を含め一体的に検討することも可能。

現庁舎敷の歴史

～長崎発祥の地で公共的に利用されてきた場所～

県庁舎敷の変遷（概要）

1571年(元亀2年)	イエズス会「サンパウロ教会(岬の教会)」を建設
1614年(慶長19年)	キリシタン禁教令により破壊
1633年(寛永10年)	焼失した糸割符会所跡地に「長崎奉行所(東屋敷、西屋敷)」を移設
1673年(延宝元年)	東屋敷を立山に移設し、西役所を「長崎奉行所西役所」と称す
1855年(安政2年)	西役所内に「海軍伝習所」を開設
1857年(安政4年)	西役所内「医学伝習所」において講義を開始
1868年(明治元年)	「長崎会議所」→「長崎裁判所」→「長崎府」に改称 長崎府が立山役所跡へ移転
1869年(明治2年)	「長崎県庁」に改称
1874年(明治7年)	西役所跡に県庁舎が開庁(7月) 台風のため倒壊(8月)
1876年(明治9年)	新県庁舎を建設
1911年(明治44年)	新県庁舎を建設
1923年(大正12年)	長崎警察署(現：第三別館)建設
1945年(昭和20年)	原爆により焼失
1953年(昭和28年)	新県庁舎を建設

1. 江戸町周辺の変遷（室町時代～江戸時代）

「岬の教会」

1571年(元亀2年)

大村純忠が「森崎」の地に町づくりを開始。6町が成立
(島原町・分地町・大村町・外浦町・平戸町・横瀬浦町)

新しい町がつくられた時、フィゲイレド神父(イエズス会：キリスト教の宣教師)は町の突端の波止場の傍らに小さな聖堂を建設

1614年(慶長19年)

岬の教会が破壊される(慶長・元和の大破却)

「岬の教会」イメージ図
(出典：旅する長崎学1 キリシタン文化1))

2. 江戸町周辺の変遷（江戸時代）

「長崎奉行所西役所」

1592年(文禄元年)

安土・桃山時代、豊臣秀吉が後の長崎奉行所を開設場所は本博多町(現在の万才町)

1633年(寛永10年)

長崎奉行が2人制となり、奉行所を東西二つの屋敷(東屋敷、西屋敷)に分割

同年、火災により焼失したため、同じく焼失した糸割符会所と敷地を交換し、現在地に両屋敷を建設

1673年(延宝元年)

立山屋敷(立山役所)を設置し、東屋敷を移設以降、旧役所を「西役所」と称す。

「海軍伝習所」

1855年(安政2年)

江戸幕府が、海軍士官養成のため、長崎奉行所西役所内に設立した教育機関幕臣や雄藩藩士から選抜して、オランダ人教師によって西洋技術・航海術・蘭学・諸科学などを学ばせる

1857年(安政4年)

西役所「医学伝習所」において講義を開始

3. 江戸町周辺の変遷（明治～昭和）

「県庁舎の変遷」

1874年(明治7年)7月 西役所跡に県庁舎開庁(洋風木造2階建て)

1874年8月20日

暴風のため新庁舎が倒壊
勝山小学校の一部に仮庁舎を設置

1876年(明治9年)

新庁舎の再建に着手して同年12月完成

1910年(明治43年)

県会議事院が完成

1911年(明治44年)

県庁舎が完成

1923年(大正12年)

長崎警察署庁舎建設

1945年(昭和20年)8月9日

原爆のため県庁舎と県会議事院が焼失
仮事務所を県立高等学校(旧長崎東高校)と勝山国民学校等に分散して設置

1953年(昭和28年)

新県庁舎を建設



■1673年頃の「長崎奉行所西役所と出島」

■「長崎諸官公衙図」(1808年)
文化5辰6月御改 松平図所頭様御在勤
(長崎歴史文化博物館蔵)

■長崎港図(作：川原慶賀(1786～?年))



■明治44年に建設された県庁舎

■幕府長崎海軍伝習所之図(財)鍋島報効会蔵
1858年頃の海軍伝習所と出島
(昭和初期に制作されたもの)

■原爆で消失した県庁舎

(参考) お旅所の変遷について



- 1634年 くんち・お旅所の始まり
- ~1947年(昭和22年) 大波止：現在の県庁第三別館付近
(神社用地：昭和21年に大蔵省用地となり、昭和25年頃県有地となる。)
- 1948年(昭和23年) 浜屋裏
- 1949年(昭和24年) 長崎地方裁判所前空地
- ~1951年(昭和26年)
- 1952年(昭和27年) 現江戸町公園
- ~1955年(昭和30年)
- 1956年(昭和31年) 県庁前広場
- 1957年(昭和32年) 大波止埋立地：現「夢彩都」敷地の一部
- ~1997年(平成9年)
- 1998年(平成10年) 大波止埋立地：大波止ビル横の現在地
- ~現在

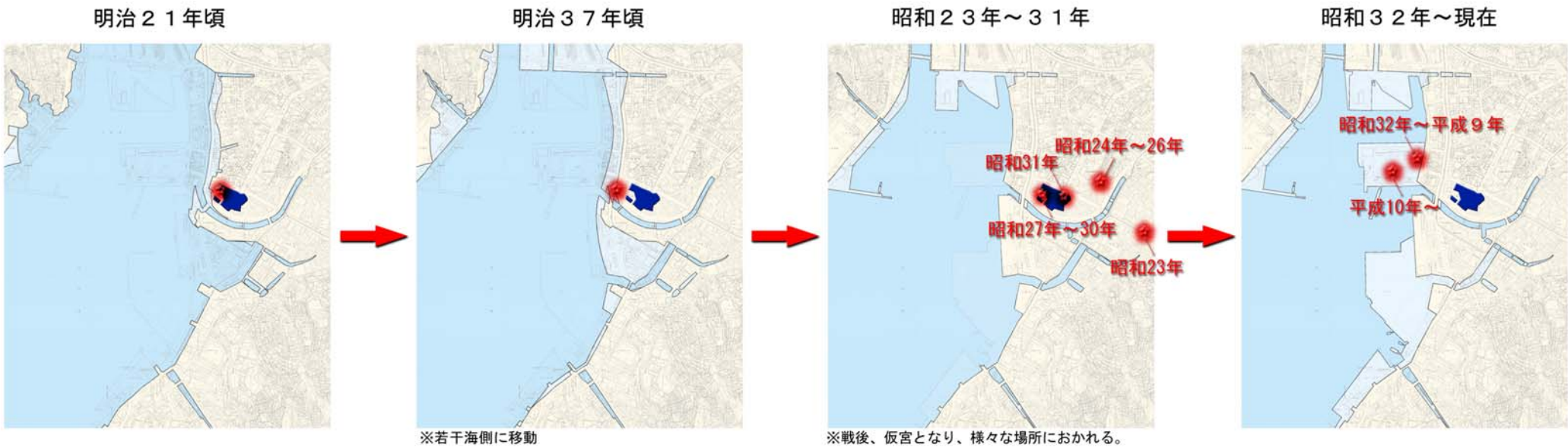
※お旅所
長崎くんちの3日間、諏訪神社に祀られている三体の神体(諏訪・森崎・住吉)が、大波止に下り祀られ、奉納踊りがおこなわれるところ。なお、岬の教会が建てられた1571年以前には、森崎神社があったという説もある。

■寛文長崎図屏風(1673年頃の「長崎奉行所西役所」と「出島」)
※長崎歴史文化博物館蔵
広場にお旅所や高札、坂を上る数人のオランダ人、などが描かれている。

■崎陽諏訪明神祭祀図(文化年間 1804~1817)
※大阪府所蔵/Osaka Archives
警備の役人、西役所、御旅所、が描かれている。

63

■お旅所が設けられたと想定される箇所

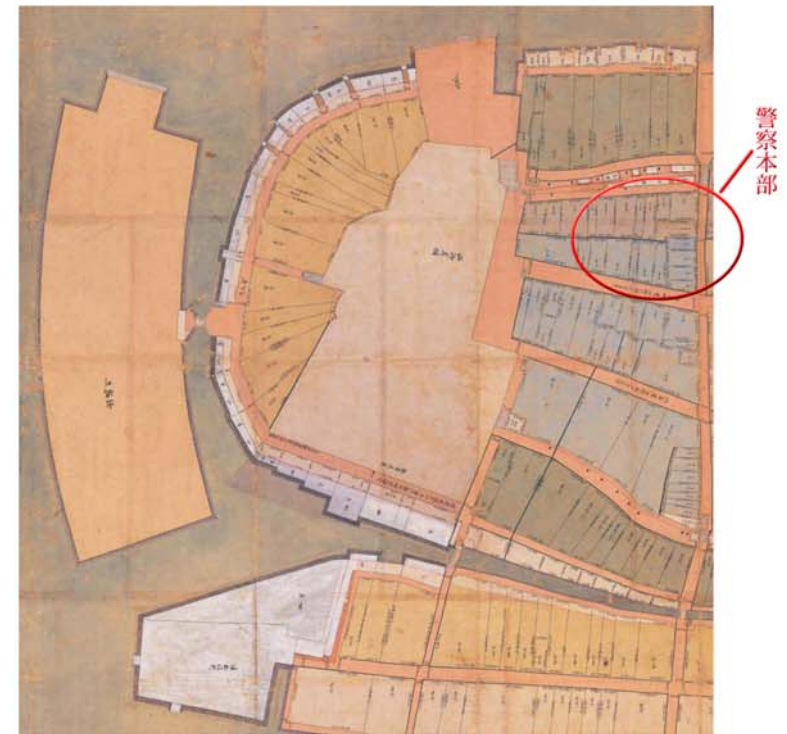


警察本部敷地の歴史

～ 警察本部敷地は明治以降に民地を活用 ～



長崎版画「享和二年肥州長崎図」（1802年）文錦堂板（長崎勝山町上ノ段）より



長崎惣町絵図（明和年間（1764年～1771年））

64



吉雄耕牛宅跡

Site of the former home of Dutch interpreter Yoshio Kōgyū (1724-1800)



吉雄耕牛（幸左衛門）（享保9年～寛政12年・1724-1800）江戸時代中期の蘭通詞で、蘭医でもあった。多くの洋医学書を集め翻訳をした。家塾「成秀館」を開き、全国から集った医学生延600余人の育成をし、吉雄流紅毛外科を全国に広めた。江戸の医学者も彼の指導を仰ぎ、有名な医学書「解体新書」には、耕牛自身が序文を寄せている。

警察本部付近の歴史

- 江戸時代の警察本部付近は、元亀2年（1571年）に大村純忠がおこなった6町の町割りにおける外浦町・横瀬浦町にあたるものと考えられ、長崎の中で最初に造られた町にあたる。
- 絵図等では公的な建物は見あらず、屋敷が密集している状況が窺えるため、町屋があったことは確かで、場所は特定できないが、吉雄耕牛宅がこの付近にあったとされている。

奉行は天領長崎の最高責任者として、長崎の行政・司法に加え、出島や唐人屋敷を管理下におき、清国やオランダとの通商や、諸外国との外交接遇、長崎会所の監督などをおこなっていました。



■長崎版画「享和二年肥州長崎図」（1802年）文錦堂板（長崎勝山町上ノ段）より

- 出島（和蘭商館）
- 唐人屋敷

■出島（和蘭商館）の歴史

出島は、ポルトガル人を管理する目的で、1634年から2年の歳月をかけて、幕府が長崎の豪商（「出島町人」と呼ばれる25人の町人）に命じて造らせたもので、ポルトガル人は、彼らに土地使用料として毎年80貫を支払うこととされていました。（オランダ人が借地するようになった後は55貫、現在の日本円で約1億円に引き下げられた。）

1639年、幕府がキリスト教の布教と植民地化を避けるためにポルトガル人を国外追放したため、一時、出島は無人になりました。

その後、出島築造の際に出資した人々の訴えにより、1641年に平戸（ひらど、現在の平戸市）からオランダ東インド会社の商館が移され、武装と宗教活動を規制されたオランダ人が居住することになりました。

以後、約200年間、出島でオランダ人との交渉や監視がおこなわれました。

■唐人屋敷の歴史

1635年（寛永12年）から中国貿易は長崎一港に制限されており、来航した唐人たちは長崎市中に散宿していましたが、貿易の制限に伴い密貿易の増加が問題となっていました。

幕府はこの密貿易への対策として、1688年（元禄元年）十善寺郷幕府御薬園の土地で唐人屋敷の建設に着手し、翌1689年（元禄2年）に完成しました。

広さは約9,400坪、現在の館内町のほぼ全域に及びます。

周囲を練堀で囲み、その外側に水堀あるいは空堀を、さらに外周には一定の空地を確保し、竹垣で囲いました。

入口には門が二つあり、外側の大門の脇には番所が設けられ、無用の出入りを改めました。

二の門は役人であってもみだりに入ることは許されず、大門と二の門の間に乙名部屋、大小通事部屋などが置かれていました。

内部には、長屋数十棟が建ち並んでいたといわれ、一度に2,000人前後の収容能力を持ち、それまで市中に雑居していた唐人たちはここに集め、居住させられました。

長崎奉行所の支配下に置かれ、管理は町年寄以下の地役人によって行われていました。

輸入貨物は日本側で預かり、唐人たちは厳重なチェックを受けた後、ほんの手回り品のみに入館させられ、帰港の日までここで生活していました。

1784年（天明4年）の大火により関帝堂を残して全焼し、構造もかなり変わりましたが、この大火以後唐人自前の建築を許されるようになりました。重要文化財旧唐人屋敷門（現：興福寺境内所在）はこの大火の後に建てられた住宅門と思われます。

鎖国期における唯一の海外貿易港であった長崎において、出島と共に海外交流の窓口として大きな役割を果たした唐人屋敷は、1859年（安政6年）の開国後廃屋化し、1870年（明治3年）に焼失しました。

出島航空写真

出島和蘭商館跡復元整備経過

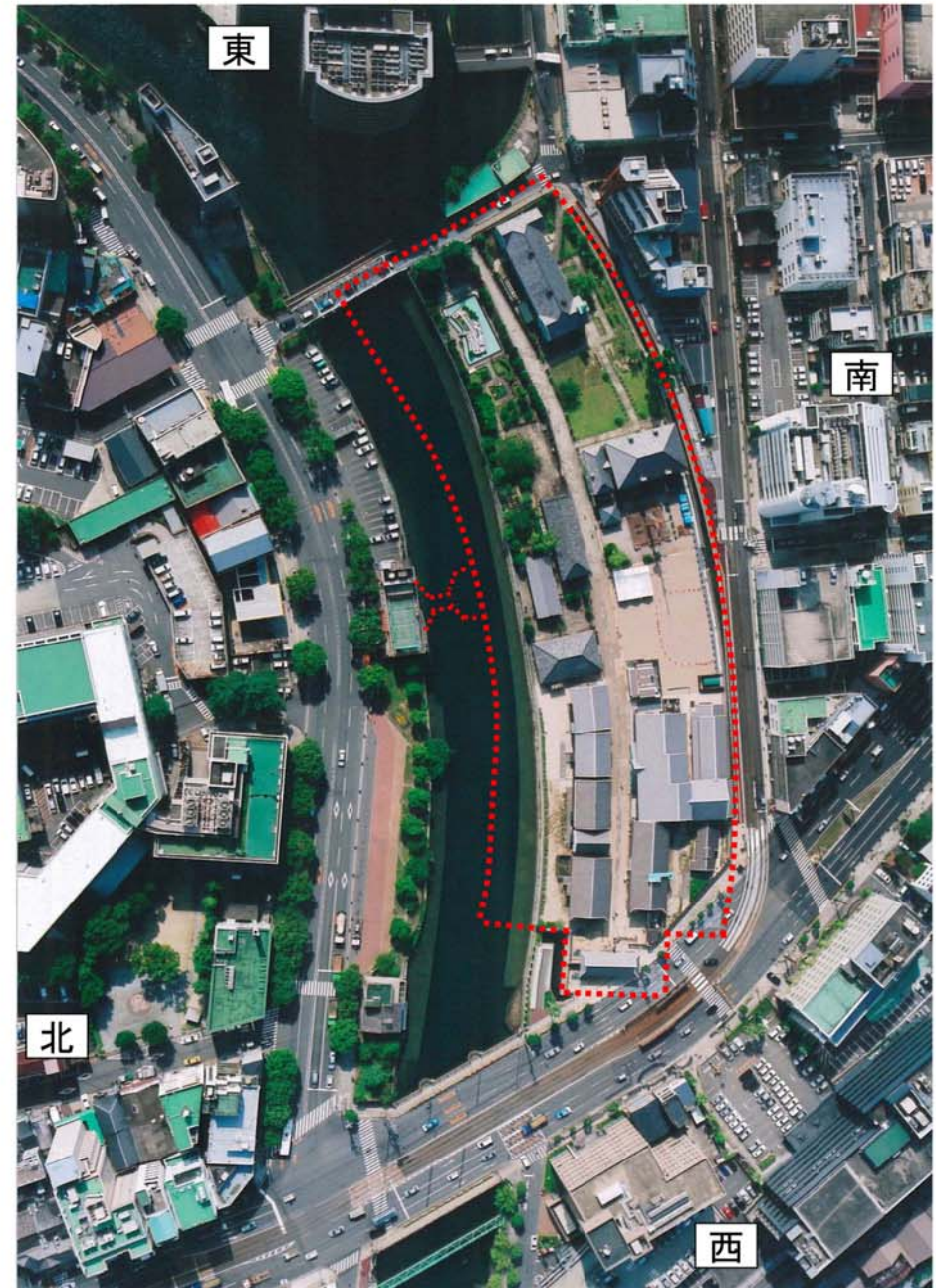
[大正 11(1922)年 10 月、「出島和蘭商館跡」として国の史跡に指定]

1. 昭和 26(1951)年 復元整備事業着手
・ 史跡内民有地の公有化に着手
2. 平成 8(1996)年 3 月 史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画の策定
・ 19 世紀初頭の出島を復元
(短中期復元整備計画)
平成 8 年度から概ね 15 年をかけて整備 (3 つのステップ)
◎ 建造物の復元 ・ 19 世紀初頭にあった 49 棟のうち 25 棟復元
◎ 出島周囲の護岸石垣の復元
◎ 出島表門橋の復元

(長期復元整備計画)
四方に水面を確保し、19 世紀初頭の出島の完全復元を目指す
3. 平成 12(2000)年 3 月 短中期復元整備計画 第 1 ステップ第 I 期事業完成
(平成 8 年度~11 年度)
・ 建造物 5 棟の復元 (ヘトル部屋等)
・ 南側及び西側護岸石垣の一部復元

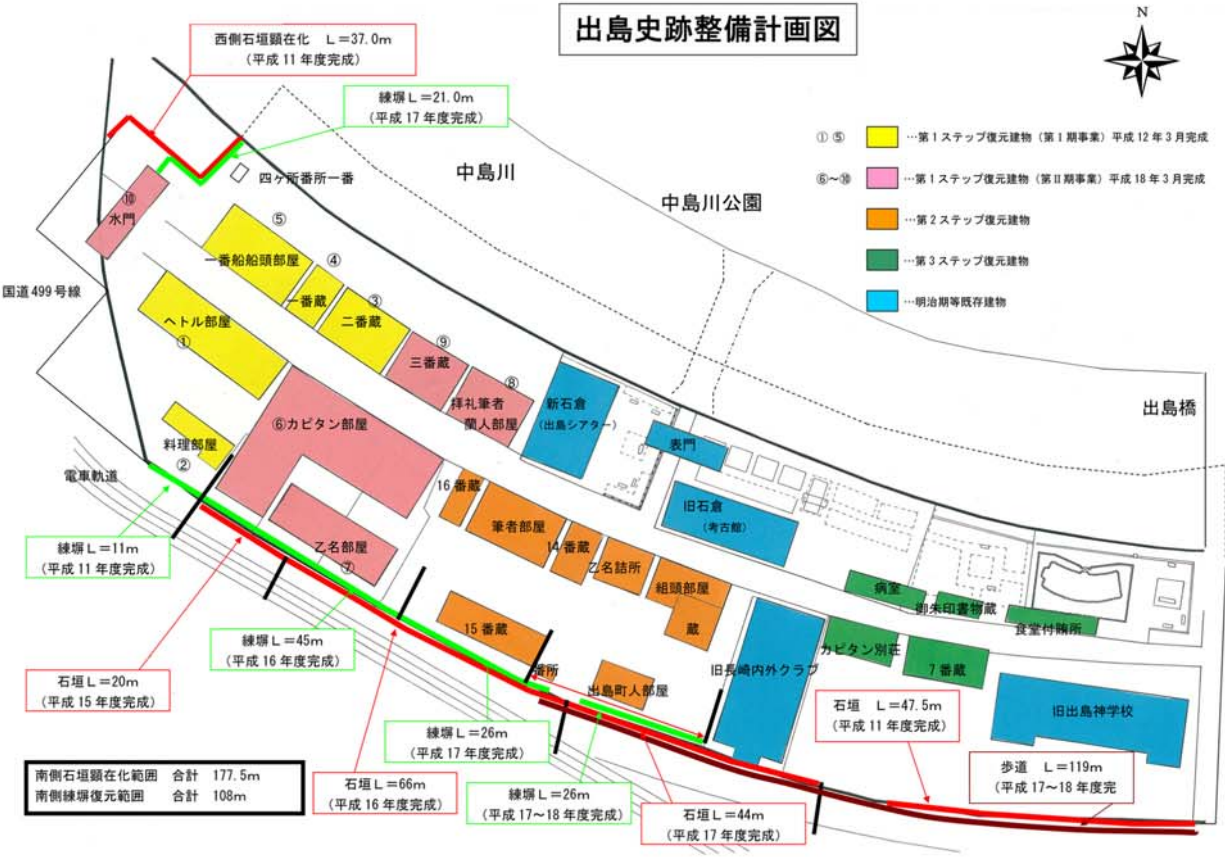
※平成 12 年度 ・ 日蘭交流 400 周年事業
4. 平成 13(2001)年度 史跡内民有地の完全公有化 (事業着手から 50 年)
5. 平成 18(2006)年 3 月 短中期復元整備計画 第 1 ステップ第 II 期事業完成
(平成 13 年度~17 年度)
・ 建造物 5 棟の復元 (カピタン部屋等)
・ 南側護岸石垣の復元及び練塀の整備

※平成 18 年度 ・ 「長崎さるく博'06」開催
6. 平成 18(2006)年 4 月 「出島」リニューアルオープン

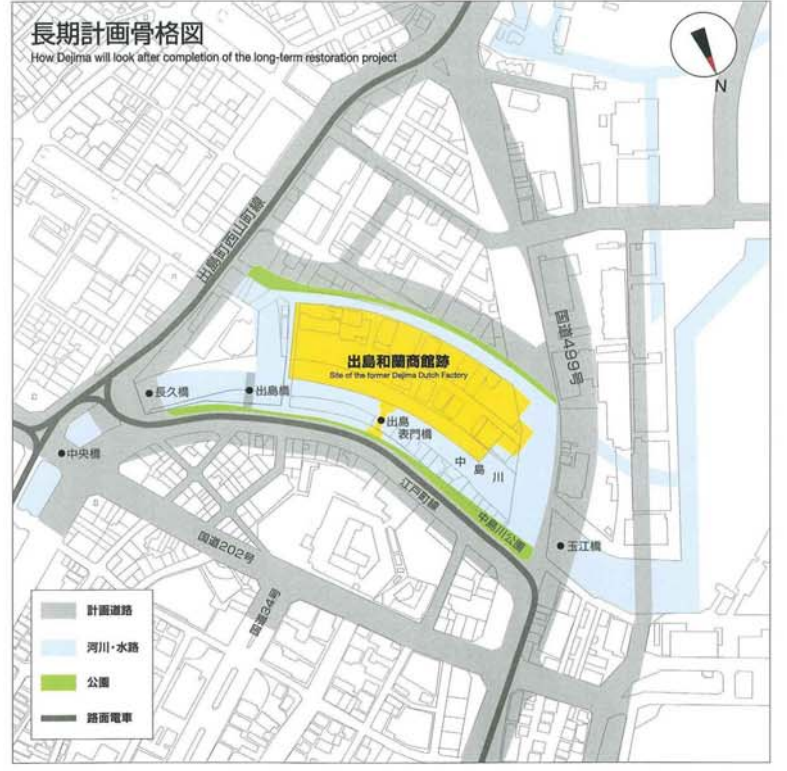


(平成 18 年 8 月 22 日 撮影)

出島史跡整備計画図



南側石垣顕在化範囲	合計	177.5m
南側練堀復元範囲	合計	108m
西側石垣顕在化	L=37.0m	(平成11年度完成)
練堀	L=21.0m	(平成17年度完成)
練堀	L=11m	(平成11年度完成)
石垣	L=20m	(平成15年度完成)
練堀	L=45m	(平成16年度完成)
練堀	L=26m	(平成17年度完成)
石垣	L=66m	(平成16年度完成)
練堀	L=26m	(平成17~18年度完成)
石垣	L=44m	(平成17年度完成)
石垣	L=47.5m	(平成11年度完成)
歩道	L=119m	(平成17~18年度完)



1. 背景と目的

唐人屋敷跡は、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持ち、また斜面市街地特有の課題も抱えており、既存の計画でも、歴史性を活かした街の再生を図るべき地区として位置づけられています。

このため、唐人屋敷の歴史を顕在化するために、学識経験者や地元代表からいただいた「提言」「助言」を踏まえ、長崎市では、唐人屋敷顕在化事業として、平成13年度より具体的な事業に取り組んできました。

現在、中長期計画の実現に向けて、歴史を活かした観光拠点の整備、市場再編による商業活性化、居住環境の整備などの事業に取り組んでいます。

2. 唐人屋敷跡の概要

【面積】

全域 A=約3.6ha (9,363坪)

塀より内側 A=約2.9ha (7,528坪)

【文化財施設】

①市指定史跡 旧唐人屋敷内土神堂・観音堂・天后堂(昭和49年10月15日指定)

②市指定有形文化財 福建会館の正門及び天后堂(平成12年4月28日指定)

【沿革】

元禄2年(1689)唐人屋敷完成

安政6年(1859)外国人居留地からはずされ廃屋化

明治3年(1870)焼失⇒その後、市民に分譲

3. 経過

昭和40年 都市計画道路新地町稲田町線の都市計画決定

平成5年 十善寺地区まちづくり協議会発足

平成7年 十善寺地区住宅市街地総合整備事業整備計画の大臣承認

平成9年 新地・十善寺地区まちづくりマスタープラン策定

平成11年 中心市街地活性化基本計画策定

コミュニティ住宅完成

平成12年 唐人屋敷跡の活用に関する提言

ランタンフェスティバル唐人屋敷会場

平成13年 都市計画道路新地町稲田町線の事業認可

平成14年 唐人屋敷顕在化事業の推進に関する助言

平成15年 まちなみ整備助成金交付要綱制定

平成16年 唐人屋敷顕在化事業整備計画(中長期整備計画、市場活性化計画)策定

平成17年 十善寺地区住宅市街地総合整備事業整備計画の変更(館内地区重点整備地区指定)

平成18年 まちなみ整備助成金交付要綱改正(唐人屋敷中通りの追加)

4. 唐人屋敷跡の活用に関する提言(平成12年12月) 抜粋

長崎市唐人屋敷活用検討協議会は、平成12年7月より5回にわたり唐人屋敷跡の今後の活用について協議した結果、次のとおり提言する。

i 提言

唐人屋敷跡は、単に長崎市のみならず我が国における貴重な史跡であり、歴史的意義はもとより、今後の市の観光の面からも重要な位置を占める場所である。しかしながら、唐人屋敷がその役割を終えて以降、今日にいたるまで、歴史的意義の顕在化に対する具体的な施策を欠いてきたことは、市民として、極めて残念なことと言わざるを得ない。

唐人屋敷範囲調査をはじめ早急に以下の観点からの整備活用に取り組むべきである。特に、唐人屋敷跡を抱える十善寺地区においては、住環境整備、都市計画道路整備が進められているが、唐人屋敷跡の歴史的意義を踏まえた整備を図っていただきたい。

(1) 短期計画(1年~2年で実現できるもの)

- ① 歴史の顕在化と情報の発信
- ② 施設の整備と観光への活用
- ③ 地区活性化の方向づけ
- ④ 賑わいを創造するソフトウェアの導入

(2) 中期計画(2年~5年を目途に実現するもの)

- ① 唐人屋敷資料館建設と市場の活性化
- ② 面的整備と市民や観光客の誘導
- ③ 交通アクセスの利便性と駐車場の整備
- ④ 道路整備
- ⑤ 街並み誘導
- ⑥ 居住環境の整備と地元商店街の活性化
- ⑦ 定着するイベントの創出

(3) 長期計画(5年~10年を目途に実現するもの)

- ① 長崎市の基本理念における唐人屋敷跡の史跡文化財としての整備、観光資源としての位置づけ
- ② 歴史的地区としての整備(制度的補助)
- ③ 都市計画道路周辺の景観のコントロール
- ④ 都市計画道路周辺の歩行型の道路設計
- ⑤ 館内・広馬場地区の商業活性化計画
- ⑥ 公共施設の配置計画

唐人屋敷顕在化事業計画

- 唐人屋敷顕在化事業**
【平成21年度事業概要】
1. 富士市場の跡地利用計画
 2. 館内・牟田口市場再編計画
 3. まちなみ整備助成
 4. 環境整備

- 【唐人屋敷顕在化事業概要】**
- 【地区面積】
 A=4.4ha (館内町の全部、福田町、龍町の一部)
- 【主な事業概要】
1. 唐人屋敷四隅の顕在化 (完了)
 2. 回遊路整備 (完了)
 3. まちなみアート事業 (中通り: 完了)
 4. 建替促進事業
 富士市場跡地利用、館内・牟田口市場再編
 5. 唐人屋敷通りまちなみ整備助成
 6. 広場整備 (3ヶ所: 2ヶ所完了)
 7. 唐人屋敷門の設置
 8. 歴史的遺構の整備

- 唐人屋敷跡 概要**
- 【面積】 全域A=9,363坪 (約36,319㎡)
 場より内側A=7,528坪 (約29,201㎡)
- 【文化財施設】
- ①市指定史跡
 旧唐人屋敷内土神堂・観音堂・天后堂
 指定年月日: 昭和49年10月15日
 - ②市指定有形文化財
 福建会館 (正門・天后堂)
 指定年月日: 平成12年4月28日
- 【沿革】
 元禄2年 (1689) 唐人屋敷完成
 安政6年 (1859) 外国人居留地からはずれ廃屋化
 明治3年 (1870) 焼失⇒その後、市民に分譲



観音堂

環境整備

仁田保育所
 仁田小学校
 コミュニティー住宅
 緑ヶ丘保育所



天后堂



天后堂前広場



唐人屋敷さるく展示室



福建会館

建替促進地域①
 十善寺地区まちなみ情報センター
 公園
 佐古小学校



富士市場跡地

土神堂



唐人屋敷中通りのイメージ図

まちなみ整備助成

『和風中国風』
 【唐人屋敷地区イメージ】

『大正モダンレトロ風』
 【広馬場地区イメージ】



和風中国風のまちなみ



大正モダンレトロ風のまちなみ

館内・牟田口市場再編計画



土神堂前広場のイメージ図

- 十善寺地区
- 都市計画道路のおおよその位置
- 唐人屋敷内サイン
- 唐人屋敷(仮設)門
- 唐人屋敷跡のおおよその範囲
- 回遊路のルート
- 遺構説明板
- 唐人屋敷内四隅モニュメント



歴史的痕跡

～ 江戸期のなごりを留める石垣 ～



■石垣
長崎奉行所時代の石垣が残されているものと考えられている。
※詳細を調査中



■石段
出島側に通じる江戸時代の石段が残されているものと考えられる。
※詳細を調査中



埋蔵文化財包蔵地

- 名称：万才町遺跡
 決定：平成7年3月
 種別：屋敷跡
 時代：近世
 立地：丘陵
- 名称：長崎西役所跡
 決定：平成6年3月
 種別：その他の遺跡（役所跡）
 時代：近世
 立地：丘陵
- 名称：出島和蘭商館跡
 決定：大正11年10月
 種別：その他の遺跡（商館跡）
 時代：近世
 立地：埋立地

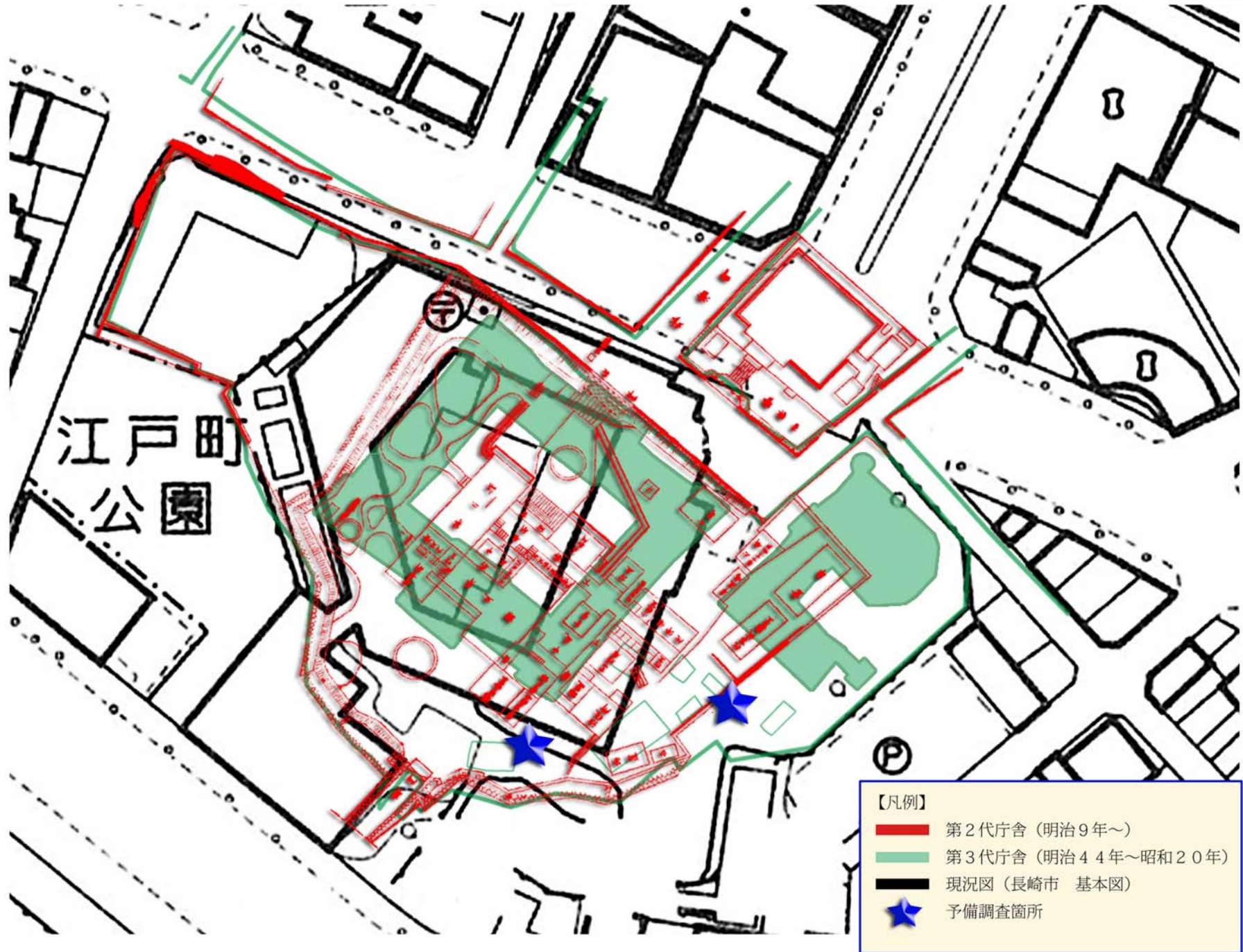
■県警本部敷について

県警本部敷の北側の道路を隔てた区域は埋蔵文化財包蔵地（万才町遺跡）とされている。

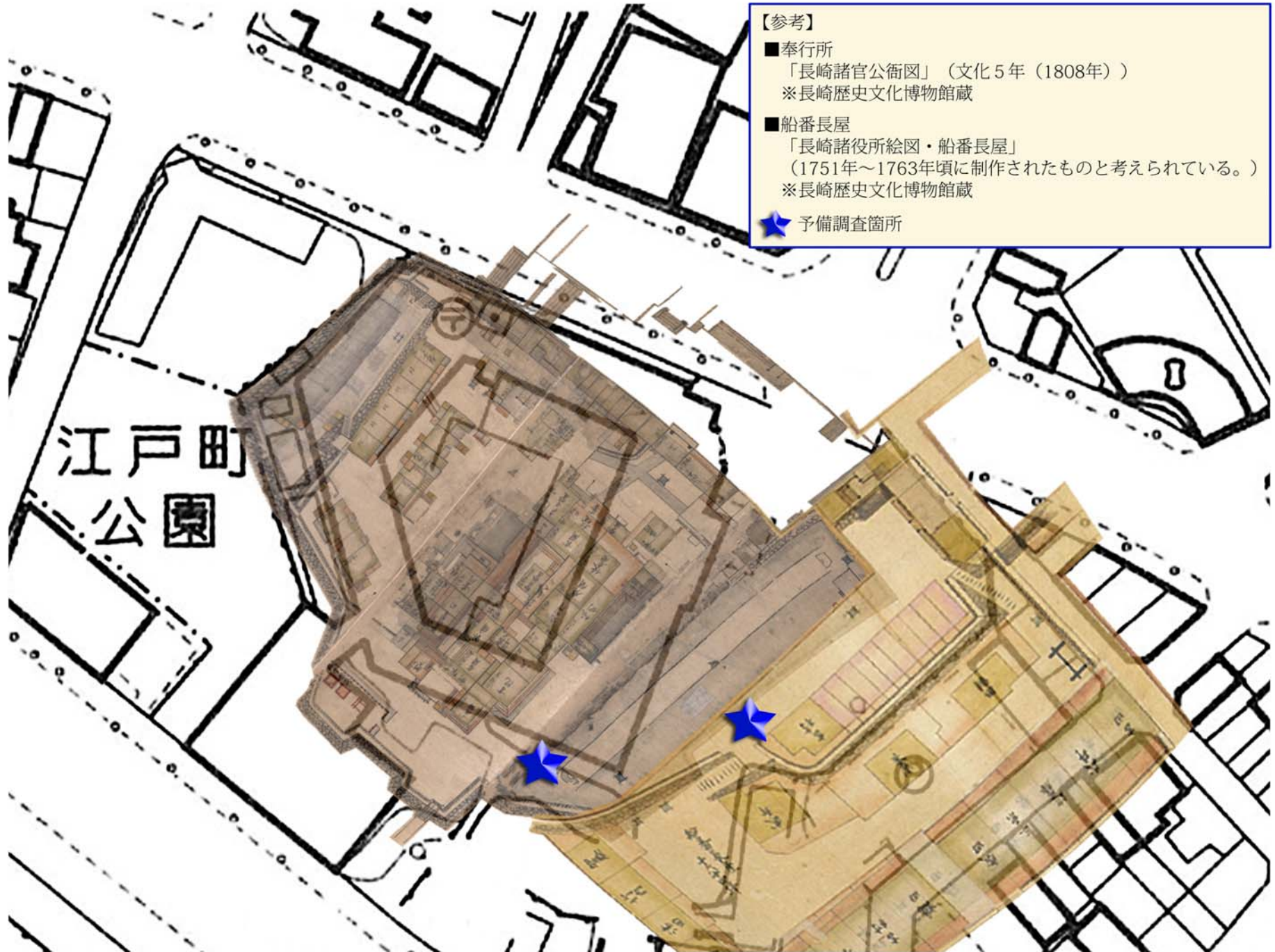
万才町遺跡の区域を決定する際の調査で、県警本部庁舎及び付近の建物の状況などから、この部分では、既に遺跡を含む土層は除去されていると判断され、この区域からは除外された。

(参考) 旧庁舎の配置

資料6-2



(参考) 奉行所の配置



現庁舎敷の埋蔵文化財について

～正面玄関付近は、本格的な発掘調査が必要～

埋蔵文化財の保護体系

周知の埋蔵文化財包蔵地の決定(法93①、H10.9.29付文化庁次長通知4)

【決定日】 平成6年3月 【決定者】 長崎県
 【名称】 長崎西役所跡
 【理由】 文献や絵図等から西役所跡と考えられる

開発行為の計画

予備調査(確認調査)(法99)

遺跡なし

遺跡あり

工事実施

遺跡の取扱いを協議
(事業者・県教委・市教委)

工事中に遺跡発見

事業計画変更不可

事業計画変更可

工事中止

土木工事等による発掘の通知(法94)
(事業者→市教委→県教委)

計画変更
(遺跡範囲除外)

遺跡の発見通知(法97)
(事業者→市教委→県教委)

勧告(法94)
(県教委→市教委→事業者)

慎重工事

工事立会

発掘調査

発掘調査についての協議
(工事計画との調整、保存措置、期間、経費等)

発掘調査の報告(法99)

本発掘調査(法99)

遺跡の取扱いを協議

事業計画変更不可

事業計画変更可

工事実施

記録保存

現状保存

現庁舎敷の埋蔵文化財の試掘調査結果

現庁舎敷は「周知の埋蔵文化財包蔵地」とされていることから、県庁舎跡地活用の検討と併せて埋蔵文化財予備調査(試掘)を実施した。

1. 試掘結果

以下の調査箇所図に示す2箇所を試掘をおこなった。

○調査箇所(1)について

「江戸時代の遺物包含層」を確認した。

○調査箇所(2)について

遺構等が存在する可能性がある土層が既に削り取られていることが確認された。

このため、この箇所では何も発掘されなかった。

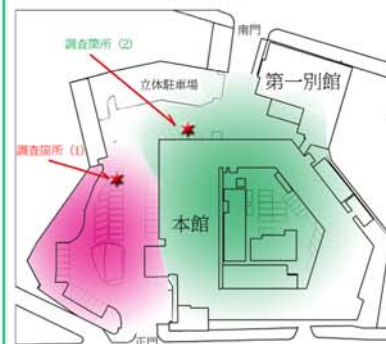
2. 調査結果

文献調査の結果や、これまでの旧庁舎と現庁舎の建設の歴史と、今回の調査結果を併せて考えると、以下のとおり推測される。

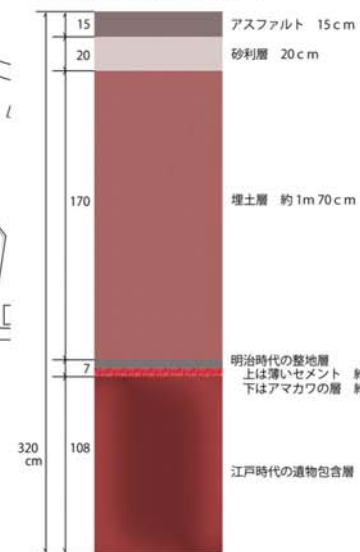
(1) 正面玄関付近においては、「江戸時代の遺物包含層」が残っているのではないかと推測される。このため、この範囲を開発するにあたっては、本格的な埋蔵文化財発掘調査の必要性が認められる。

(2) 南口付近や、現庁舎の建物の下及び中庭においては、「江戸時代の遺物包含層」が建物建設等において攪乱されているため、遺構等が存在する可能性は、低いものと推測される。

調査箇所図



土層図(調査箇所1)



埋土層出土品



江戸時代の遺物包含層出土品



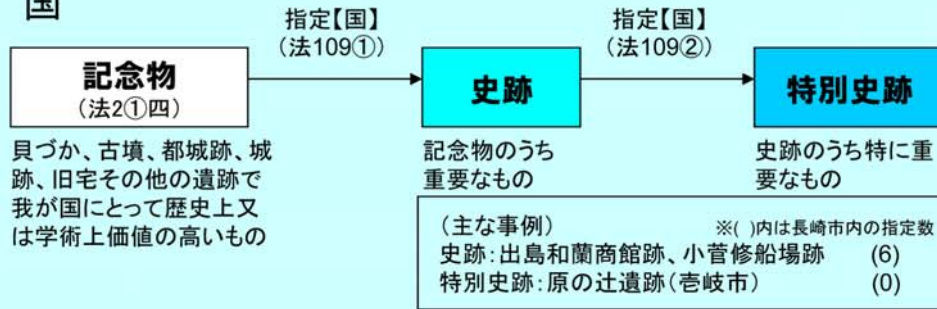
現庁舎敷の史跡指定について

～史跡指定されると復元以外の建物を建てるのは難しい～

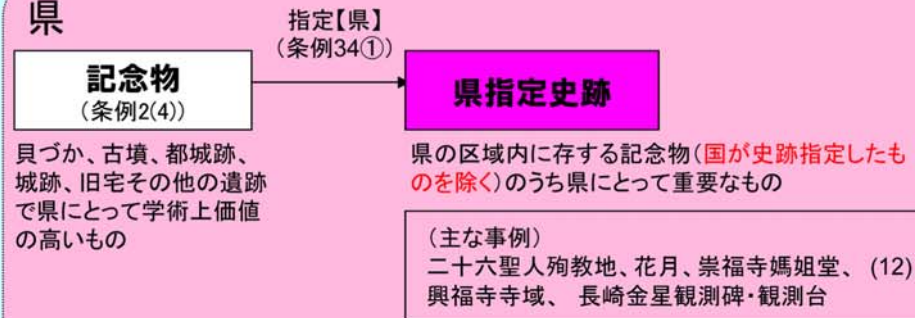
史跡指定の制度体系

史跡指定の可能性

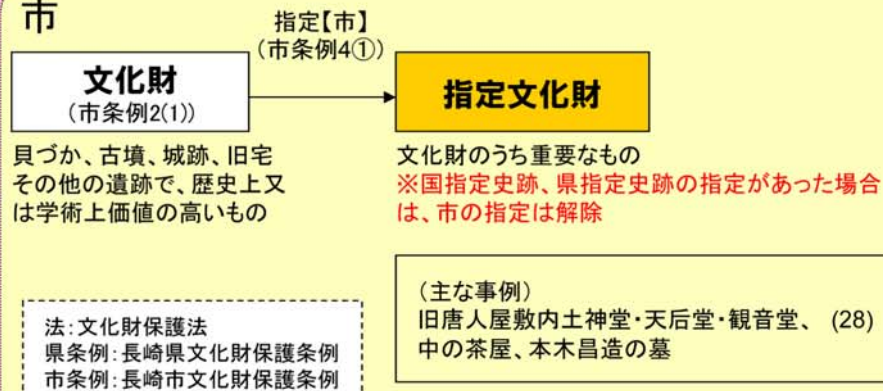
国



県



市



①史跡指定の可能性

史跡指定は、国若しくは県が責任を持って未来へ残す必要がある「守るべき遺構が相当程度残っている」ことが基本であるが、現庁舎敷内に江戸時代の長崎奉行所の建物本体の遺構が残っている可能性は低い。

しかし、国指定史跡である山形城や上田城など、遺構がない場合や、一部しか残存しない場合でも史跡として指定されているものもあることから、**専門家による綿密な調査を経てその価値を判断する必要がある。**

②石垣のみの指定の可能性

石垣は、目に見える長崎奉行所の遺構としては唯一のものであり、歴史的な価値はあるものの、その築造に画期的な技術が用いられたわけではないため、石垣のみでの指定は難しい。**奉行所の構成要素のひとつとして価値が認められるものであり、奉行所跡全体を指定しないと意味がないものと考えられる。**

史跡指定された場合の制約

●構築物の建て替えなど、現状を変更しようとする場合に、**文化庁や県教育委員会の許可が必要。**

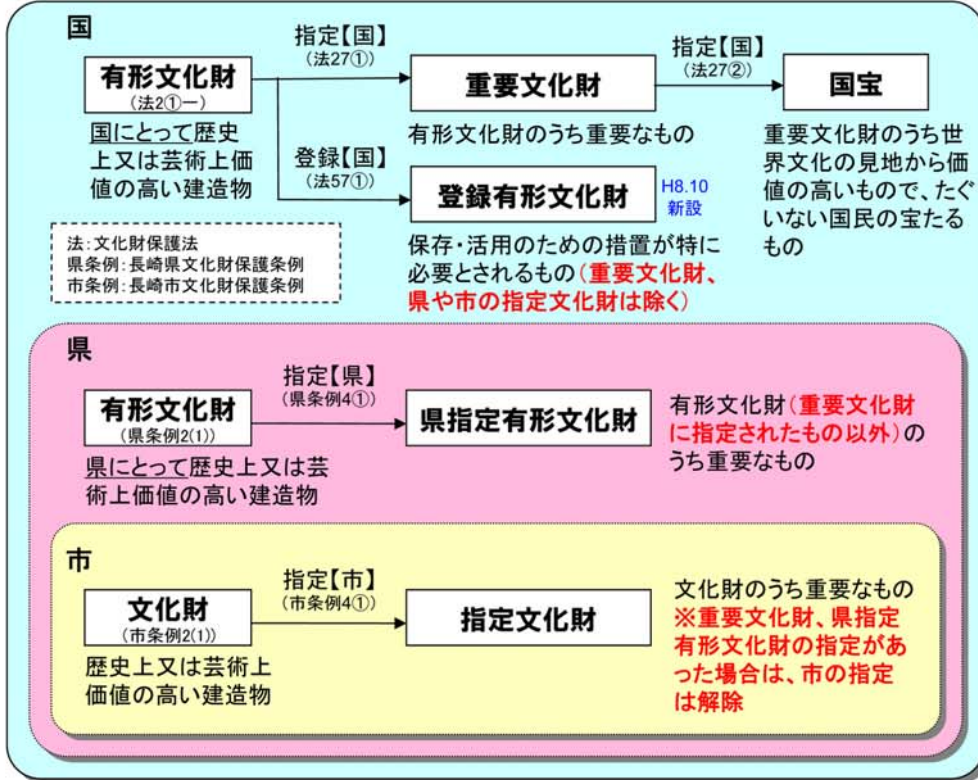
文化財行政における史跡指定の考え方は、**どのように活用するのかが重要**であり、史跡指定された場合は、**復元するか、復元しなくても案内機能などを史跡外に設けて史跡を活用することが基本**である。**史跡内においては復元以外の建物の建設は考えにくい。**(出島は復元した建物に案内機能を付加)

●復元しない場合、資料館などの案内機能を史跡外に設けるなどして史跡を活用することが基本である。

有形文化財(建物)の指定等の状況

～県庁舎敷地には指定・登録文化財はないが、第三別館は要検討～

有形文化財(建物)に係る文化財保護の体系



被爆建造物の保存制度(市)

原子爆弾による被害を受けた建築物等について、長崎市が被爆の痕跡の度合い等によりA～Dのランク付けを行い、AとBを対象に、当該建造物等の所有者の同意を得た上で保存を行う制度。



県庁第3別館(大正12年築)が平成5年に登録されているが、保存対象外のDランク(被爆痕跡なし)。

(ただし取り壊す場合は、被爆資料保存協議会に諮るよう要請されている。)

近代化遺産総合調査(県)

- 江戸時代末期から第2次世界大戦終了時(昭和20年)までに、長崎県の近代化のために造られた、産業(農業など)・交通(鉄道施設など)・土木(港湾施設など)に係る建造物を対象とした調査。
- 従来の文化財保護対象となりにくかった近代の文化遺産について、これを保護しようとする機運が高まり、文化庁が平成2年度から、特に優れた近代化遺産を重要文化財に指定し保護することを目的とする「近代化遺産総合調査」事業(補助事業)を開始し、各都道府県の教育委員会が調査を実施
- 本県では平成7年度～平成9年度に調査が実施され、対象建造物のリストアップが行われた。



県庁舎敷地内では、国・県・市から文化財の指定・登録を受けた建物は無い。



県庁第三別館(旧長崎警察署)

- 第3別館(大正12年築)のみリストに掲載された。
- 重要文化財の指定に関しては、文化庁調査官の現地確認において「県内の同時期の建造物の類例調査を行っていない現状では断言できないが、重要文化財としての指定は難しいのではないか。」との見解が示されている。
- 県文化財保護審議会委員からは、「直ちに県指定は難しいが、類例調査と適切な保存修理を行えば、潜在的には県指定相当の価値がある。登録文化財としての価値は、現状でもある。」との見解が示されている。

(参考) 各都道府県の庁舎建替における文化財の事例

都道府県名	建替時期	建替場所		旧庁舎に係る文化財の状況			旧庁舎敷地における埋蔵文化財の状況						
		現地	移転	文化財の種類 (指定時期)	名称 (建築時期)	現状	包蔵地の名称	発掘調査			跡地の現況	保存方法等	
								有無	調査時期	主な成果			時代
北海道	昭和43年4月	○		重要文化財 (S44.3.12)	北海道庁旧本庁舎 (M21)	北海道立文書館、北海道開拓 記念館、資料館、会議室など	C45	×				道庁	
山形県	昭和50年6月		○	重要文化財 (S59.12.28)	旧山形県庁舎及び 県会議事堂 (T5)	山形県郷土館「文翔館」						郷土館	
茨城県	平成11年4月		○		(S5)		水戸城跡	×				三の丸庁舎	
群馬県	平成11年7月	○		登録有形文化財 (H8.12.20)	群馬県庁本庁舎 (S3)	会議室・展示室	前橋城遺跡	○	H4～8	河川(縄文)、竪穴住居(平安)、 厩城の堀・溝(戦国)、前橋城の堀・ 石垣・建物(江戸)	縄文～江戸	県庁	記録保存
東京都	平成2年12月		○		(S32)		丸の内三丁目 遺跡	○	H4	大名屋敷石積溝、礎石、水 桶、上水井戸、地下室、下水 溝等	江戸	東京国際 フォーラム	記録保存
石川県	平成14年11月		○		[旧石川県庁舎] (T13)	<small>※文化財の指定・登録はないが、建物の 正面側を残した形で文化交流施設と して整備中</small>	金沢城跡 広坂遺跡	○	H15～16	礎石、道路、堀(江戸) 柱穴、土師器、須恵器(奈良・ 平安)	奈良・平安 江戸	公園、文化交 流施設	建物部分は記録保存 緑地部分は現状保存
福井県	昭和56年9月	○					福井城跡	○	S50代	陶磁器(江戸) ビール缶(昭和)	江戸～昭和	県庁	本調査は実施していない (確認調査のみ)
山梨県	昭和28年5月	○			(S5)		近世甲府城下 町遺跡	×				県庁	
三重県	昭和39年4月		○	重要文化財 (S43.4.25)	旧三重県庁舎 (M12)	博物館明治村(愛知県犬山 市)に移築し展示						公園	
京都府	平成2年6月	○		重要文化財 (H16.12.10)	京都府庁旧本館 (M3)	執務室として利用	平安京跡	○				府庁	記録保存
兵庫県	昭和58年		○	登録有形文化財 (H15.1.31)	兵庫県公館 (M35)	兵庫県公館(迎賓・公式行事 の場)	花隈城跡	×				公館(迎賓・ 公式行事の 場)	
奈良県	昭和40年4月	○			[旧奈良県庁舎] (M27)	<small>※文化財の指定・登録はないが、昭和 40年に移築され天理教の会館として利 用。建物は既に解体されており、その資 材は天理市が保管</small>	平城京跡	×				県庁	
島根県	昭和34年1月	○					松江城三の丸	×				県庁	
岡山県	昭和32年1月		○		(S32)		岡山城跡	×				天神山文化ブ ラザ	
山口県	昭和59年5月	○		重要文化財 (S59.12.28)	山口県旧県庁舎及 び県会議事堂 (T5)	県政資料館・議会資料館						県庁	
高知県	昭和37年10月	○					高知城跡	×				県庁	
大分県	昭和37年11月		○		(T10)		府内城・城下 町	×				大分市文化 会館	
鹿児島県	平成8年		○				垂水・宮之城 島津家屋敷跡	○	H11～12	礎石、土坑	江戸	かごしま県民 交流センター	記録保存
沖縄県	平成2年1月	○						○	S61～62 (工事で発見し たため調査)	湧田の古窯、陶工住居跡	江戸	県庁	記録保存 (古窯は博物館に移して 保存)

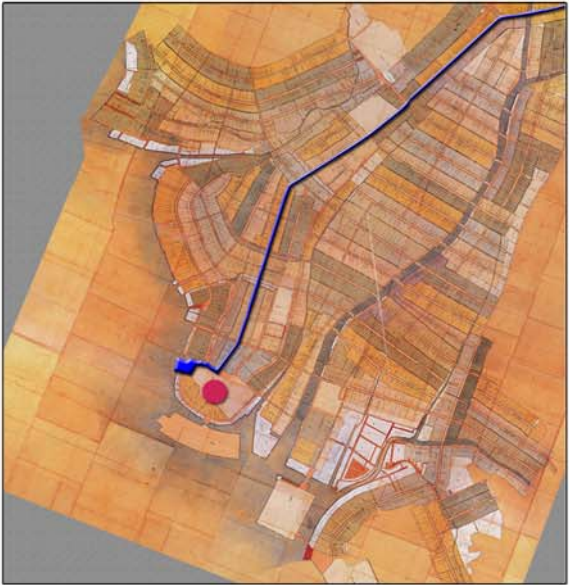
都市構造の中での位置（その1：経緯）
～昔から道の起点になっている場所～

1570年代（想像図）



1571年に6町の町建てが始まった。

1760年代（惣町絵図）



1614年に被昇天のサンタ・マリア教会が破却された後、その跡地には糸割符宿老会所が置かれたが、1633年の火災後、長崎奉行所西役所が置かれた。

現在

1930年代



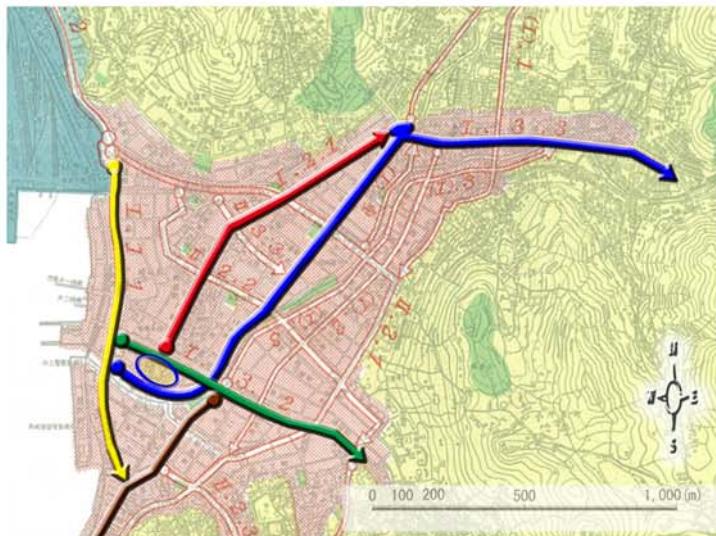
埋立により、浦上方面へ道路が延伸されるとともに、1930年には長崎港駅が開業し、上海航路と連絡していた。



(参考) 戦災復興計画と現在の都市計画規制



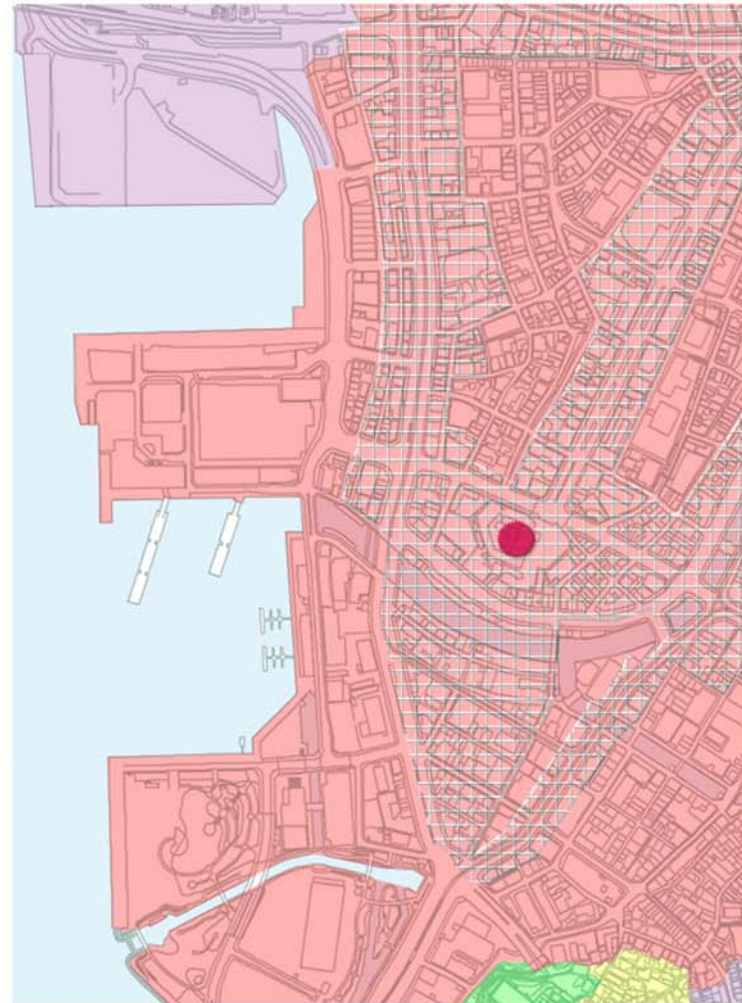
■原子爆弾被爆前の長崎
米軍撮影写真(長崎港上空から撮影されたもの)



■戦災復興計画(街路計画)(昭和20年)

- 長崎駅梅ヶ崎線
- 外浦町馬町線(国道34号線)
- 大波止螢茶屋線
- 大波止思案橋線
- 大浦縦貫線

これら骨格路線のうち、外浦町馬町線(国道34号線)の一部は、建築物の規模、様式を考慮して「美観道路」に位置づけられていた。



■用途地域

- 商業地域
- 容積率 600%
建ぺい率 80%
- 準工業地域
- 第1種住居地域
- 第1種中高層住居専用地域

都市構造の中での位置（その2：現状）
 ～ 都市構造上、町の中心となっている場所～



(参考) 現庁舎周辺の主な施設

歴史文化博物館

県立図書館

公会堂

市立図書館

市民会館

県庁舎

県立美術館

撮影箇所

- NIBビル7階
- 第一別館屋上
- 時計台屋上



都市計画マスタープランについて

■都市計画マスタープランの根拠等

1. 根拠

平成4年6月の都市計画法改正により「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）」（通称「都市計画マスタープラン」）が制度化された。

※長崎市は平成11年10月に策定（平成19年2月改訂）

都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号）
（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、「総合計画」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（県決定）に即し、具体的な都市計画を決定するための指針となる。

3. 長崎市都市計画マスタープランの策定経過

○策定（平成11年）

平成6年から7年度にかけて地区別の状況調査を実施し、平成8年以降、市民アンケートや策定協議会における検討・協議を重ね、都市計画審議会における審議を経て策定

○改訂（平成19年）

人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、合併地域を含めた都市整備の計画を見直すとともに、拡散型から集約型の都市構造への転換という視点で、平成18年以降、地域毎の審議会やパブリックコメントを実施し、平成19年の都市計画審議会の審議を経て改訂

4. 県庁舎に関する記載

都市整備推進方策として定める二つの「都市整備方策の重点地区」に下記のとおり記載されている。

□都市づくり重点地区

○水辺の都市軸

<都市施設の方針>

県庁はナガサキ・アーバン・ルネッサンス2001構想（平成17年度完了）の重点地区である長崎魚市跡地への移転を推進し、都心部の再編・再生を図ります。

○賑わいの歴史・文化地区

<土地利用の方針>

県庁舎の移転跡地の利用については、都市づくりの視点に立ち、多角的かつ総合的な視点で検討し有効利用を図ります。

<都市環境の方針>

駅前玉園地区、県庁～市役所通り地区、出島地区、春雨通り地区を景観形成重要地区と位置づけており、本市の個性ある地区として良好な都市景観の形成を図ります。

<都市整備推進方策>

(1) 都市整備推進方策の基本的な考え方

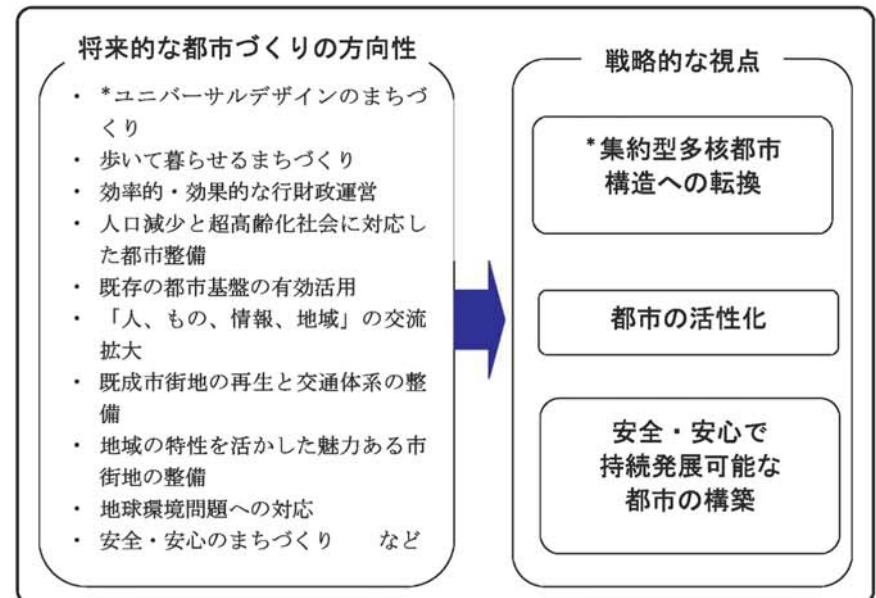
長崎市においては、人口減少や少子高齢化の一層の進展、地球環境問題の高まり、厳しい行財政的制約などの中で、効率的で*持続発展可能な都市づくりを進めていくことが重要な課題となっています。

この課題に対応するため、*集約型多核都市構造への転換や持続発展可能な都市の構築などを目指し、「*ユニバーサルデザインのまちづくり」や「歩いて暮らせるまちづくり」などを掲げております。

また、都市の活性化を図るためには、人々の多様なニーズに対応し、「人、もの、情報、地域」の交流の拡大を図り、都市の賑いや魅力の向上を図らなければなりません。

このため、長崎市の固有の都市景観や歴史的・文化的資産の活用を図り、まち歩き型観光などの新たな観光施策を併せて推進します。また、合併により、新たに加わった美しい自然的景観資源や豊かな水産物・農産物などの資源も活かし、長崎市の資産と既存の都市基盤などを活用した、長崎市ならではの都市づくりを進めます。

このようなことから、長崎市の都市整備を進めるにあたっては、今後の社会経済情勢を見据えて、長崎市の将来的な都市づくりの方向性を整理すると、下図のように「集約型多核都市構造への転換」、「都市の活性化」、「安全・安心で持続発展可能な都市の構築」の三つの戦略的な視点が重要であると考えられます。



＜都市整備推進方策＞

1) *集約型多核都市構造への転換のための施策

長崎市においては、人口減少や超高齢化社会に対応し、都市全体としての暮らしやすさの向上と*持続発展可能なまちづくりを推進するために、既存の都市基盤を有効活用するとともに、無秩序な市街地の拡大を抑制し、自然環境を保全することにより、地球環境に優しく、地域の核を中心とした集約型多核都市構造への転換を図る必要があります。

この都市構造を実現するためには、地域の核を中心に、地域の特性を活かしたまとまりのよい市街地を形成するとともに、これらの核を公共交通機関などで密接に連携することが必要です。

したがって、集約型多核都市構造への転換のために以下の施策を重点的に取り組みます。

集約型多核都市構造への転換のための施策

□ 地域の特性を活かした既成市街地の再生に係る施策

- 魅力あるまちなか（旧市街地）の再生
 - ・ *まちなか居住の促進と賑わいの創出
 - ・ 都市計画道路・駐車場問題への対応
 - ・ 歴史的・文化的資産の保全と活用
(出島和蘭商館跡の復元、唐人屋敷の顕在化など)
 - ・ 長崎の固有性を活かした景観形成及び誘導 など
- 既存の市街地などの住環境の改善及び良好な住環境の保全
 - ・ 東長崎*土地区画整理事業
 - ・ 斜面市街地における生活基盤施設整備
 - ・ 斜面市街地における住宅整備
 - ・ 自然環境の保全のための適正な開発抑制・誘導
 - ・ *地区計画などの活用 など
- 長崎駅周辺地区の再整備
 - ・ 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）建設
 - ・ *土地区画整理事業
 - ・ J R長崎本線（長崎駅周辺）*連続立体交差事業 など

□ 広域的生活圏を考慮した交通体系の整備に係る施策

- 道路ネットワークの形成
 - ・ 広域*幹線道路の整備
 - ・ 放射環状型幹線道路網と市街地内幹線道路の整備
 - ・ 歩行者優先の*生活道路の整備 など
- 公共交通の整備と充実
 - ・ *パークアンドライドなどの導入による公共交通機関の利用促進
 - ・ 地域の核同士や地域内を結ぶバス道路網の再編と充実
 - ・ ノンステップバス、超低床式路面電車の導入 など

2) 都市の活性化のための施策

長崎市では、合併により市域が約1.7倍に拡大し、新たな魅力ある海や山の資源なども加わりました。今後人口減少が進む中で、旧来からの資産も併せ、都市の賑わいと魅力の向上を図り、地域同士が連携し、交流人口の拡大や若者で賑わうまちの創出などを進め、都市の活性化を図る必要があります。

したがって、都市の活性化を推進するために、以下のような施策に重点的に取り組みます。

都市の活性化のための施策

□ 長崎市固有の資産を活用する施策

- 既存の都市基盤施設の有効活用
 - ・ 既存の道路・公園・上下水道などの都市基盤が充実した市街地の建築物の建替えや再開発の促進
 - ・ 歩行者専用道路など、まち歩きのための歩行者空間の充実
 - ・ 身近な*生活道路における通過交通の排除や歩車共存道路の実現などによる歩行者優先の空間整備
 - ・ 全ての人が利用しやすく、憩える空間としての公園整備
 - ・ 既存の都市基盤施設の延命化を図り、ライフサイクルコスト(生涯費用)を最小にするため、予防的修繕などの推進 など
- 長崎市固有の資産を活用した市街地の活性化
 - ・ 長崎市の*大景観の保全
 - ・ 歴史的・文化的建築物などの資産を活かしたまちづくりや景観形成の推進
 - ・ 観光資源の掘り起こしや既存の観光資源のネットワーク化などによる「まち歩き型観光」の促進
 - ・ 森林や海岸線、棚田などの美しい自然景観の保全と活用
 - ・ 波静かな大村湾の水産資源の活用及び水質の浄化
 - ・ 島の魅力を活かしたまちづくり
 - ・ 豊かな水産物や農産物などの地産地消、ブランド化の促進
 - ・ 「ながさき暮らし」の推進 など

□ 地域間の連携と交流に係る施策

- 公共交通ネットワークの整備
 - ・ 都心部での循環バスや斜面地でのミニバスの運行
 - ・ バス空白地の乗合タクシーや地域コミュニティバスの運行 など
- 都市施設などの利活用
 - ・ 文化交流施設や行政施設における催し物などの情報発信
 - ・ 「若者で賑わうまちづくり」の推進のための大学、専門学校等と地域の連携や文化施設の有効活用 など
- 情報ネットワークの確立
 - ・ 高速通信網を活用した情報ネットワークシステムの確立
(総合行政情報ネットワークなど)
- 広域的な連携の推進
 - ・ 長崎都市圏の振興のための関係自治体と連携した効率的・効果的な事業の実施
 - ・ 九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)の建設

□ 市民と行政の協働したまちづくりに関する施策

- 市民自らのまちづくりの推進
 - ・ 都市計画法における提案制度や*地区計画などの活用 など
- 多様な*コミュニティ活動への支援
 - ・ 自治会活動への積極的支援
 - ・ 市民活動団体やまちづくり協議会などへの支援 など
- 協働したまちづくりを進める制度の適切な運用
 - ・ 広報誌や新聞、*ホームページなどによるまちづくりに関する情報の発信
 - ・ 市民参画機会の拡大（パブリックコメント、公募委員など） など

＜都市整備推進方策＞

3) 安全・安心で*持続発展可能な都市の構築のための施策

地球温暖化に代表される地球環境問題をはじめ、*ヒートアイランドや交通渋滞等に伴う大気汚染、騒音等の都市環境、生活環境などの環境問題への関心が高まっています。

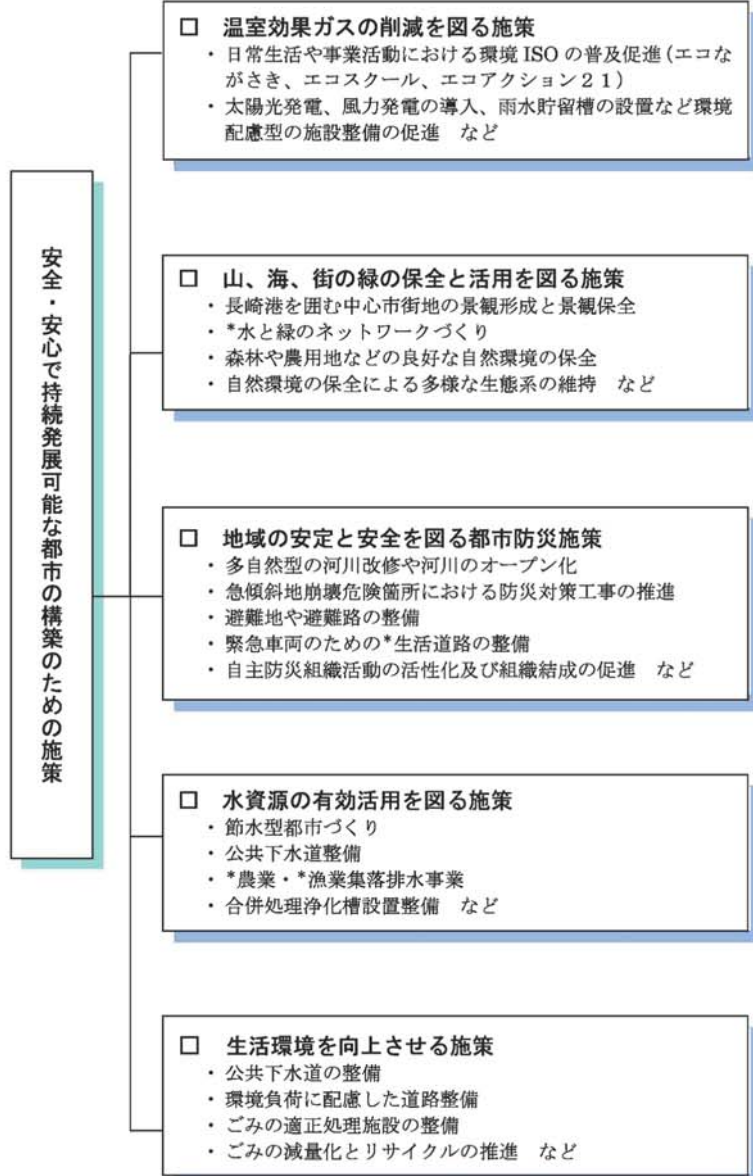
特に、地球温暖化問題については、平成9年(1997年)12月に気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された*京都議定書において、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を平成20年(2008年)から平成24年(2012)年までに平成2年(1990年)比6%の削減を行なうことが定められています。

また、長崎市においても、地球温暖化防止などに対応するため、平成12年度に長崎市役所環境保全率先実行計画を策定し、平成13年度には環境都市宣言を行い、平成13年度から平成14年度の2年間をかけて、*ISO14001(環境マネジメントシステム)の認証を取得しました。

このように、地球に優しい循環型社会を構築する上で、持続発展可能な都市整備を進めることが重要な課題となっています。一方、近年の気候変動の増大により、施設能力を超える豪雨等が発生している状況において、地域の安定と安全を図るために、ハード整備だけでなく、ソフト対策の充実を含めた都市防災対策が求められています。

また、市民生活の場としての都市を考えた場合には、産業公害や都市生活公害、ゴミ問題などに対応した生活環境を向上させる施策を推進させることも都市整備上、重要な課題です。

したがって、安全・安心で持続発展可能な都市の構築のために、以下のような施策に重点的に取り組みます。



＜都市整備推進方策＞

(2) 都市整備方策の重点地区

3つの都市整備戦略視点に示された重要な施策を整理すると、その多くがナガサキ・アーバン・ルネッサンス 2001 構想(平成 17 年度完了)に対応する「水辺の都市軸」と本市固有の歴史文化資源などが集積する「賑わいの歴史・文化地区」に包括されています。

この両地区を長崎市における「都市づくり重点地区」と位置づけ、両地区における都市整備方針を地区別構想とは別の一体的な地区別構想として整理します。



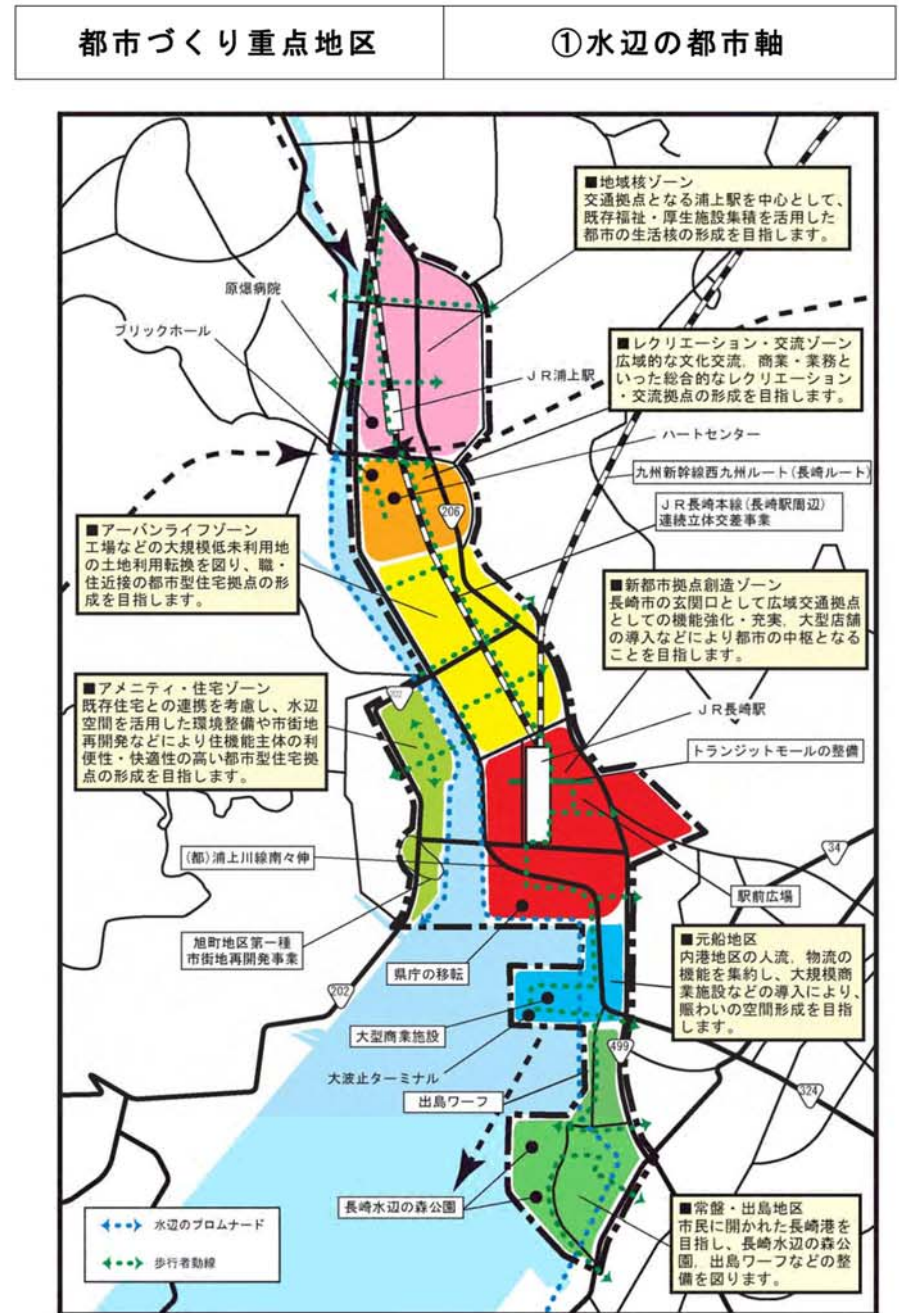
水辺の都市軸	
賑わいの歴史・文化地区	

－ 重点地区位置図 －

都市づくり重点地区	①水辺の都市軸
－ 地区の特性と整備目標 －	
<p>みなとまち長崎を特色づける地区であることから、長崎の再生に向けて、人々のにぎわいと都市の魅力あふれる都市づくりを目指し、以下の基本目標を設定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> みなとまち長崎のにぎわいと魅力あふれる都市づくり </div>	
土地利用の方針	<ol style="list-style-type: none"> ① 岩川・浜口、茂里町、長崎駅、元船などの商業地においては、市街地の整備改善と商業活性化策などにより活性化を図ります。 ② J R長崎駅周辺において九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)の建設、J R長崎本線(長崎駅周辺)*連続立体交差事業や*土地区画整理事業により、交通拠点機能などの強化を図るとともに新県庁をはじめとした各種の都市拠点機能の集積を図り、新都市拠点創造ゾーンとして形成を図ります。 ③ カガチ・アーバン・ルネッサンス2001構想(平成17年度完了)を推進し、軸状都心の形成と港湾機能の向上を図るとともに親水性、交流機能を高める憩いの広場や国際観光ふ頭などの*ウォーターフロントの整備を図ります。 ④ 浦上川左岸の都心部から続く商業・業務機能などの集積地において、アーバンライフゾーン、レクリエーション交流ゾーン、地域核ゾーンとして商業・業務地などの再開発、工場跡地などの有効活用を図り、商業・業務、文化、福祉機能などの集積した都市拠点の形成を推進します。 ⑤ J R浦上駅周辺においては、交通結節性を生かした文化交流、商業・業務地といった総合的な商業地の形成を図ります。 ⑥ 浦上川左岸に立地する大規模工場などについては、将来的には地区外移転を図り、跡地の活用による新たな業務施設、都市型住宅などの整備により、文化・福祉施設などを有する都市型住宅地としての形成を図ります。 ⑦ 国道202号と浦上川に挟まれた浦上川右岸の区域において、アメニティ・住宅ゾーンとして*市街地再開発事業などにより土地利用の転換を図り、商業・業務機能の集積及び*まちなか居住を促進します。

＜都市整備推進方策＞

都市づくり重点地区	①水辺の都市軸
都市施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ① J R長崎駅周辺は本市の広域交通の拠点であり、九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)の建設、J R長崎本線(長崎駅周辺)*連続立体交差事業や*土地区画整理事業を推進し、本市の都市交通拠点としての機能向上・強化を図ります。 ② J R浦上駅は中心市街地北部の拠点駅であり、J R長崎本線の連続立体交差事業を推進し交通拠点としての機能向上を図るとともにバスターミナルなど交通施設整備を図り、乗り継ぎ利便性などの向上を図ります。 ③ (都)浦上川線については、国道206号の一軸集中を緩和する路線として南伸、南々伸、北伸を含め、構想・計画を推進します。 ④ 長崎港臨海部では、ナガサキ・アーバン・ルネッサンス2001構想(平成17年度完了)における長崎水辺の森公園(平成16年3月完成)の有効活用を図ります。 ⑤ 県庁はナガサキ・アーバン・ルネッサンス2001構想(平成17年度完了)の重要地区である長崎魚市跡地への移転を推進し、都心部の再編・再生を図ります。 ⑥ 浦上川をはさんだ東西市街地を結ぶ*幹線道路として、(都)目覚町油木町天主堂線(平成14年3月完成)の整備を推進します。
都市環境の方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 海・まち・山で構成される*大景観を保全するとともに、女神大橋を含めた長崎港内港地区は重要な景観資源であることから、良好な景観整備の誘導を図るとともに、港が見渡せる視点場においては、港への眺望を確保・整備します。 ② 浦上川は、公共下水道の適切な維持管理による水質向上と、水辺の*プロムナード整備などにより、良好な水辺空間を創出します。 ③ 浦上川下流右岸地域の再開発などによるまちなみの整備や、浦上川沿いの親水性のあるプロムナードの整備を推進し、良好な都市景観の形成を図ります。 ④ 工業地については、周辺環境との調和を図るとともに、将来的には土地利用の転換などを図ります。 ⑤ 浸水対策として中部茂里町第2雨水排水ポンプ場が整備されており、適正な運転管理を行い浸水被害の防除に努めます。



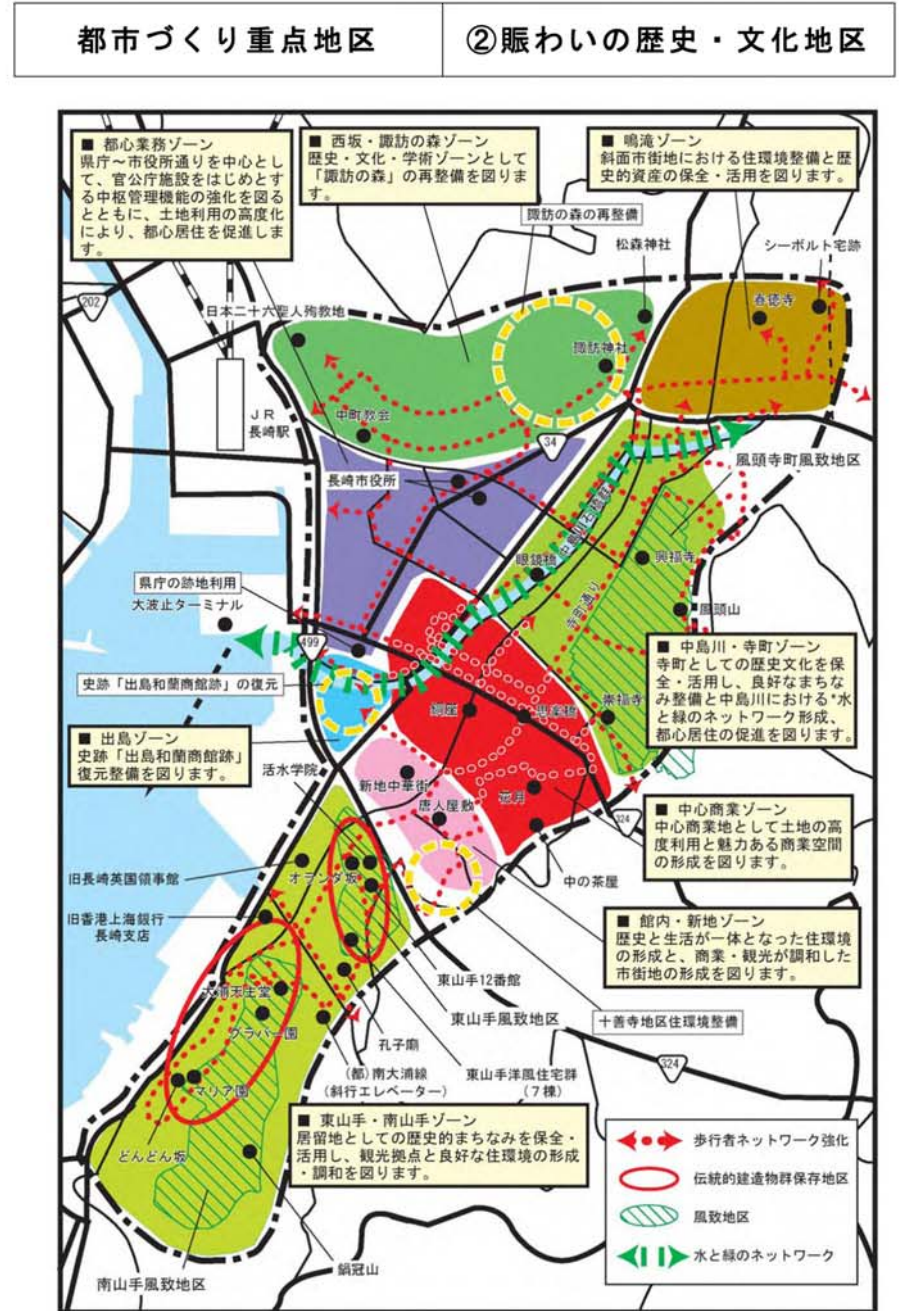
＜都市整備推進方策＞

都市づくり重点地区	②賑わいの歴史・文化地区
<p>－ 地区の特性と整備目標 －</p>	
<p>長崎の異国情緒、文化、賑わいを現代に伝える地区であることから、これらの歴史文化遺産などを積極的に保全するとともに、生活や観光に有効活用する都市づくりを目指し、以下の基本目標を設定します。</p> <p style="text-align: center;">長崎の歴史・文化遺産や賑わいをまもり・そだてる都市づくり</p>	
<p>土地利用の方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域の特性に応じた歴史的なまちなみを保全・活用するとともに、これらと調和した市街地の形成を図ります。 ② 歴史・観光施設の景観整備や商業活性化策などによる魅力的な商業空間の形成を促進し、長崎を代表する歴史と賑わい、活力のある拠点としての形成を図ります。 ③ 西坂、勝山、中央、片瀬地区とその周辺において、官公庁施設をはじめとする中枢管理機能、交通拠点機能、商業拠点機能、文化機能、医療・福祉機能などの集積・充実を図るとともに中心商業地にふさわしい賑わいと活力のある魅力的な都市空間の形成を図り、長崎市の中核核として整備します。 ④ 松が枝国際観光ふ頭周辺においては、国際観光船の寄港地として、また、観光地の玄関口としての環境整備を図ります。 ⑤ 十善寺地区などにおける斜面市街地の整備を推進し、都市基盤整備と一体となった住環境の改善と防災性の向上を図ります。 ⑥ 県庁舎の移転跡地の利用については、都市づくりの視点に立ち、多角的かつ総合的な視点で検討し有効利用を図ります。

都市づくり重点地区	②賑わいの歴史・文化地区
<p>都市施設の方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 世界的に貴重な歴史遺産である史跡「出島和蘭商館跡」の復元整備を推進します。 ② 市内で最も入場者の多いグラバー園の施設整備とアクセス整備を推進し、観光施設としての充実を図ります。 ③ 「諏訪の森」地区については、歴史・文化・学術ゾーンとして有効活用を図ります。 ④ グラバー園に近接し、良好な眺望を有する鍋冠山公園(平成17年3月完成)の再整備を推進します。 ⑤ 斜面市街地における*生活道路などの整備により、地区内の良好な道路ネットワークの形成、公共交通機関の機能向上を図るとともに、斜面中腹部の*補助幹線道路の整備と対応して、適所に斜面交通システムの導入(斜行エレベーター(平成14年7月完成)、垂直エレベーター(平成15年5月完成))を整備します。 ⑥ 公共交通機関の機能拡充のため、路面電車の循環・延伸などについて検討を進めます。 ⑦ まちづくりの視点を含め、都市計画道路の見直しの検討を進めます。 ⑧ 観光地周辺や中心商業・業務地区の交通の円滑化や利便性の向上を図るとともに、快適なまち歩き空間の創出のため、「駐車場整備計画」に基づき、駐車場や駐輪場の適切な整備を図ります。特にまちなかにおいては路上駐輪が市民生活の快適性や安全性の低下をまねいており、行政・民間が協働した駐輪場の整備を検討します。 ⑨ *住区基幹公園の整備や既存公園の再整備を推進するとともに、整備が不足している斜面市街地においては、住環境の整備とあわせた計画的な公園などの整備を図ります。

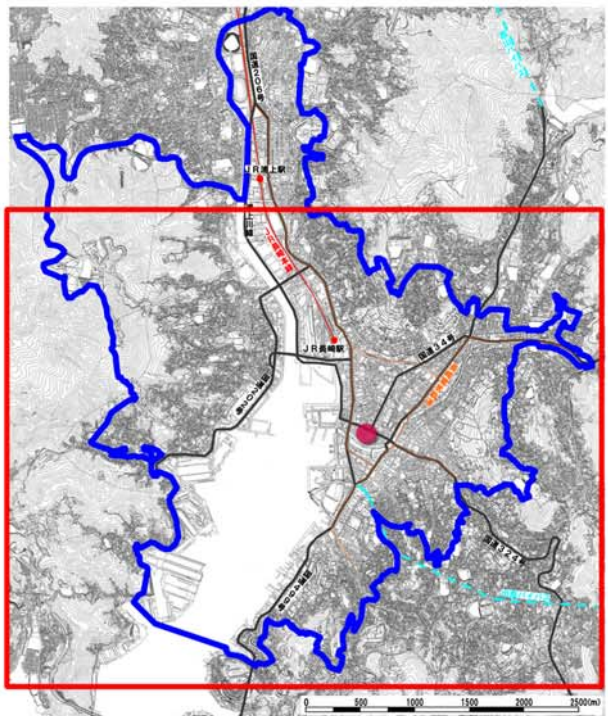
＜都市整備推進方策＞

都市づくり重点地区	②賑わいの歴史・文化地区
<p>① *伝統的建造物群保存地区や*景観形成地区に指定されている外国人の居留地として形成された東山手・南山手地区をはじめ、歴史的なまちなみを有する地区においては、これらを保全・活用するとともに、地区の特性を活かしたまちづくりの推進と歴史的まちなみ景観の維持・保全を図ります。</p> <p>② 中島川・寺町地区は、中島川石橋群や崇福寺などの寺院が建ち並ぶ寺町通りなど歴史的建造物等が多い地区であり、景観形成地区として指定されており、良好な都市景観の形成・維持・保全を図ります。</p> <p>③ 館内・新地地区は景観形成地区に指定されており、唐人屋敷の顕在化事業や斜面市街地再生事業を進めるとともに、生活と歴史が混然として織りなす環境を活かした景観形成を図ります。</p> <p style="background-color: #f8d7da;">④ 駅前玉園地区、県庁～市役所通り地区、出島地区、春雨通り地区を景観形成重要地区と位置づけており、本市の個性ある地区として良好な都市景観の形成を図ります。</p> <p>⑤ 風頭・寺町*風致地区、諏訪の森、愛宕山などの市街地内の緑地については、良好な自然環境、歴史的環境として保全します。</p> <p>⑥ 市民に身近な中島川などの河川環境整備を推進し、カササギ・ア・パ・ン・ルネッサンス2001構想区域内での埋立部、出島、中島川につながる*水と緑のネットワークの形成を図ります。</p> <p>⑦ 海・まち・山で構成される*大景観を保全するとともに、女神大橋を含めた長崎港内港地区は重要な景観資源であることから、良好な景観整備の誘導を図ります。</p> <p>⑧ 斜面市街地や密集市街地においては、避難路・避難地ともなる*生活道路や公園などの整備並びに木造家屋の不燃化と共同化促進により、防災性の向上を図ります。</p> <p>⑨ 銅座川、岩原都市下水路のオープン化を進め、防災性の向上と良質な河川空間の確保を図ります。</p>	



都市再生について

- 「長崎市中央部・臨海地域」の都市再生については、昨年末に国土交通大臣から「都市・居住環境整備重点地域」の指定を受け、県と市が一体となって別途委員会を設置し、まちづくりの基本計画の作成に取り組んでいる。
- 県庁舎跡地は、都市再生の取り組みで目指している回遊性の向上に重要な位置にあるため、「長崎県県庁舎跡地活用懇話会」における検討結果を計画に反映することとしている。



都市・居住環境整備重点地域図（長崎市中央部・臨海地域）

【長崎市中央部・臨海地域の指定の背景】

二つの世界遺産候補（キリスト教関連遺産群・近代化産業遺産群）、平和公園、史跡「出島」などの世界的にも価値の高い歴史・文化・観光資源が数多く存在し、観光立国を牽引する都市として「国際観光都市・長崎」の再生という観点から、平成20年12月26日に国土交通大臣より指定を受けた。
 (面積：約1,360ha (うち海域200ha))

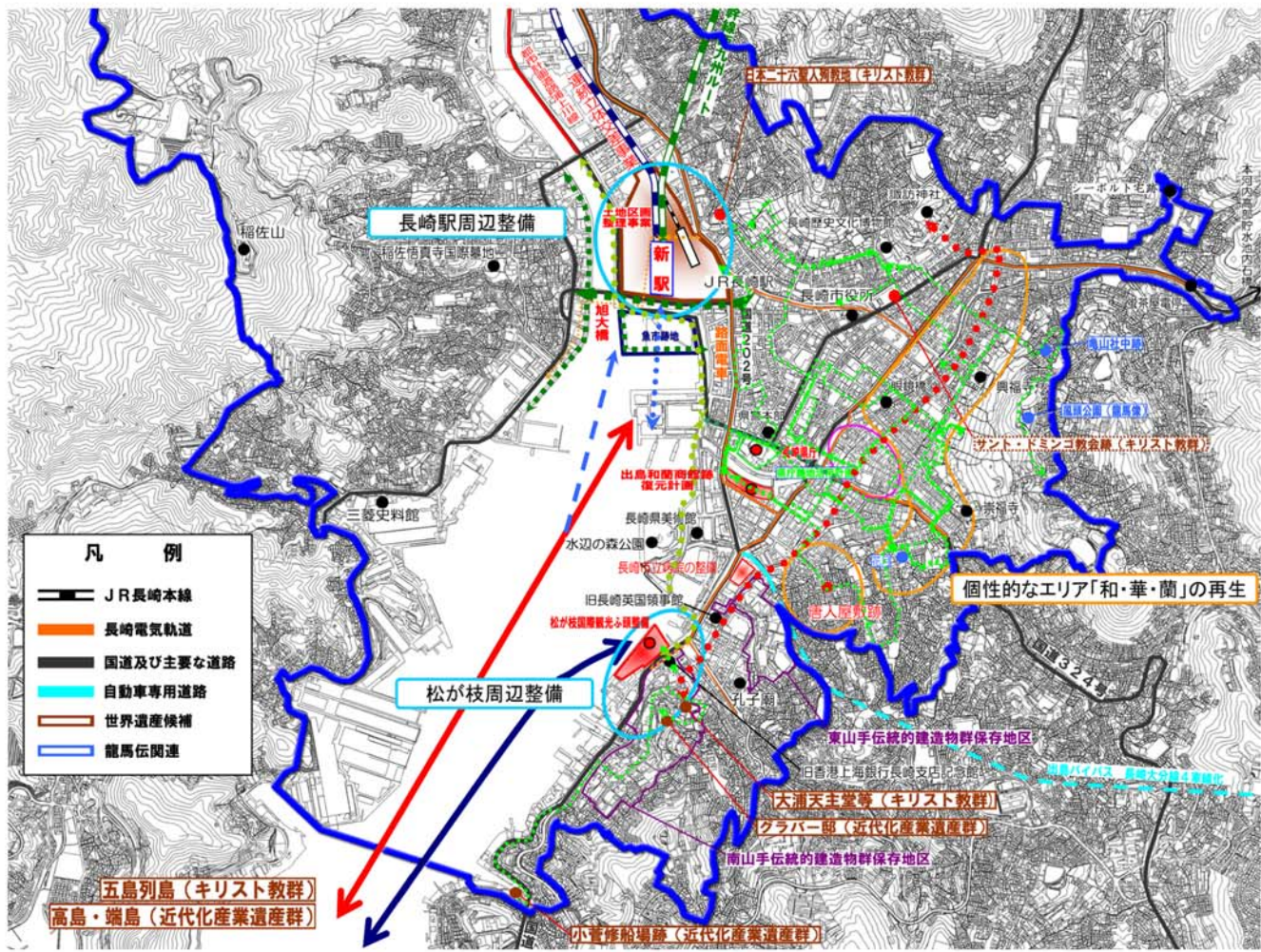
【地域の目指すべき姿】

- 「平和と文化の国際交流拠点都市」長崎の再生
- 世界へ被爆者の声や願いを発信し続けてきた長崎市にとって、国連安全保障理事会が核不拡散と核軍縮に関する首脳会議で「核兵器なき世界」の条件作りを目指す決議を採択したことを大きなチャンスと捉え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向け、「国際平和都市」として被爆の実相を伝え、平和学習・体験による交流を強化していく。
 - 観光の発祥の地として、「観光」の原点に立ち返り、長崎のまちや人の「光」を引き出し、磨き上げ、人々に観せることにより、「国際文化交流都市」としての輝きを取り戻し、観光再生により交流人口を拡大し、その経済波及効果により、長崎の活力の再生・向上を目指す。また、その効果を離島や県内各地に波及させることにより長崎県全体の活力の再生・向上を目指す。

【整備目標】

- 目標Ⅰ 都市の魅力の強化
- 目標Ⅱ 回遊機能の強化
- 目標Ⅲ 国際ゲートウェイ機能の強化

(第4回「長崎市中央部・臨海地域」都市再生委員会資料より)



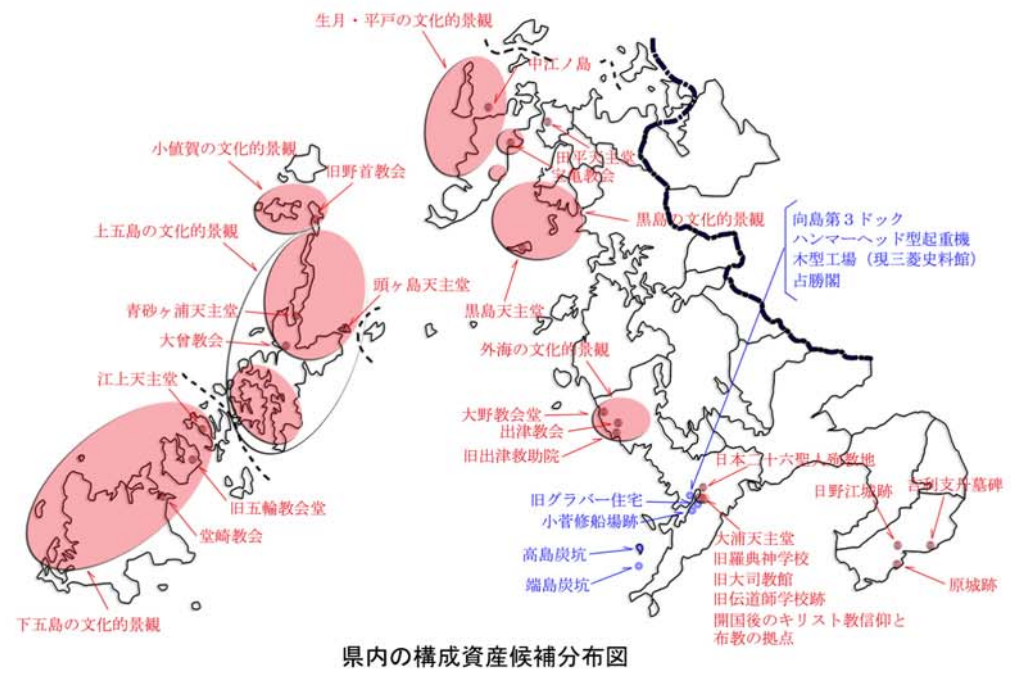
「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」

- 【概要】
- アジアの東端日本にもたらされたキリスト教の、伝来、禁教、殉教、潜伏を経て信徒発見へと至る、世界に類を見ない歴史を物語る遺産群。
 - 構成資産候補は29資産で、県内5市2町にわたっている。
- 【取組状況】
- 平成19年1月30日にユネスコの世界遺産暫定一覧表に登録。
 - 現在、世界遺産としての価値の証明や、構成資産の保存管理計画の策定、国内外の同様の資産との比較研究を行うなど、世界遺産の早期登録に向けて取り組んでいる。



「九州・山口の近代化産業遺産群」

- 【概要】
- 地理的特性により欧米列強からの影響をいち早く、また大きく受けうる位置にあった九州・山口が、日本が非西洋地域で初めて、かつ極めて短期間のうちに近代化を果たしていく過程において、大きな原動力となったことを示すもの。
 - 構成資産候補は28資産で、7県10市にわたっている。(専門家委員会から提言された構成資産候補)
- 【取組状況】
- 平成21年1月5日にユネスコの世界遺産暫定一覧表に登録。
 - 関係県市の首長による「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会で、提案の主題や構成資産の内容等について検証を進めるなど世界遺産登録に向けて取り組んでいる。



(注) 構成資産については、今後、世界遺産としての価値を証明するために不可欠であること、万全の保護措置が図られるもので、さらには所有者の同意が得られるものの中から、十分に検討した上で決定される。

出島復元計画との関係

～ 一定の配慮が必要 ～

長期計画骨格図



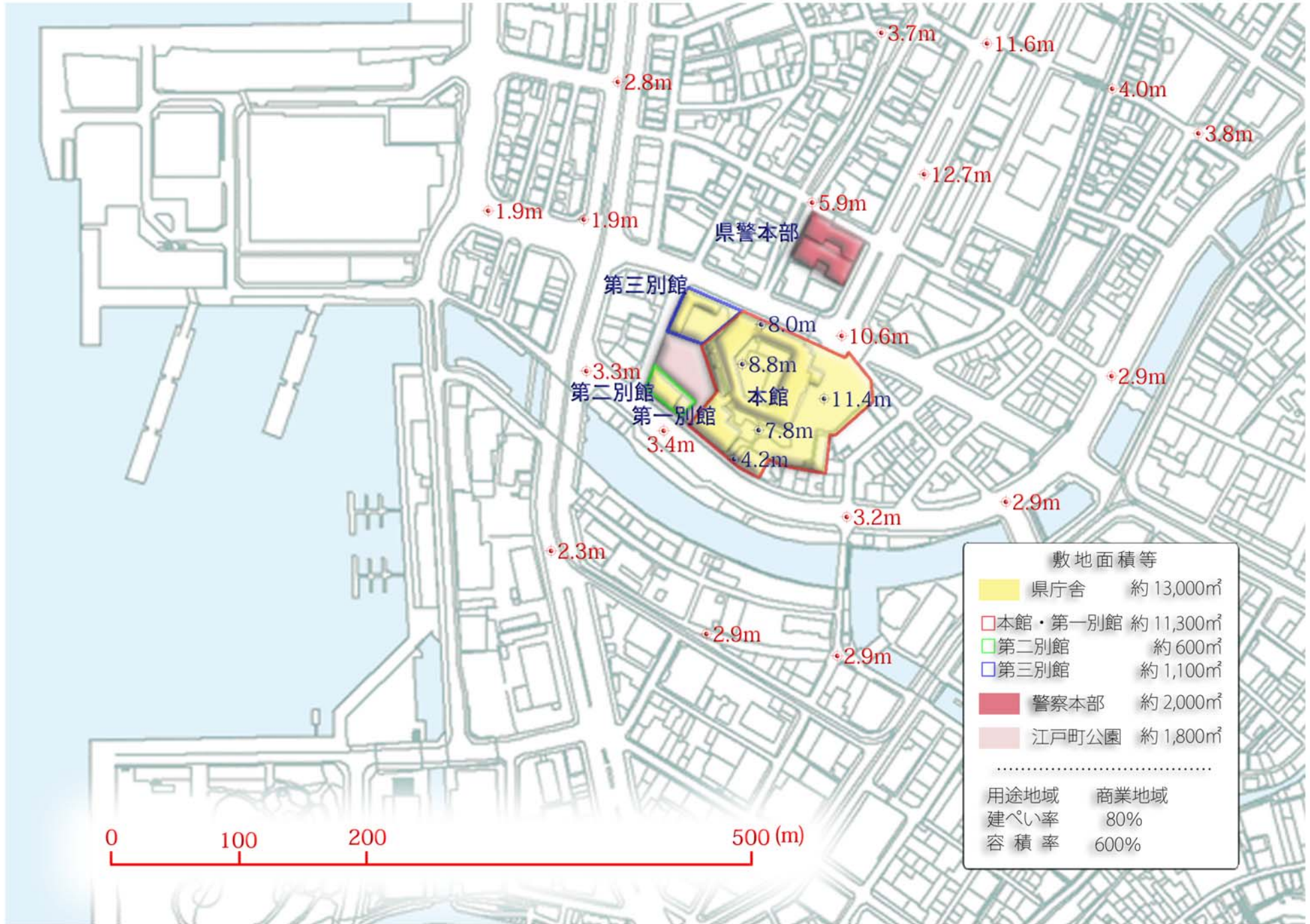
※長期計画では現在の庁舎敷の一部を道路にすることとされている。

※出島の復元の観点から、県庁舎跡地に出島との一体的な景観を害する建造物を建設すべきではないという論点が想定される。

出島史跡整備計画図



地形（県庁舎周辺の状況）



県庁舎と他の公共施設の面積の比較

～ 特別に広い土地ではない～

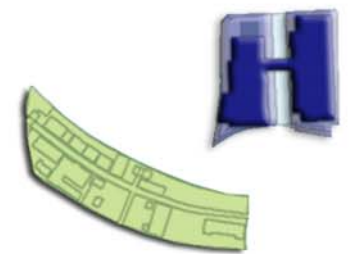
県庁・県警本部

県庁舎 約 13,000㎡
 (昭和 28 年建設 (本館))
 本館・第一別館 約 11,300㎡
 第二別館 約 600㎡
 第三別館 約 1,100㎡
 警察本部 約 2,000㎡
 (昭和 29 年建設 (旧館東側))

水辺の森公園
 敷地面積 約 65,000㎡



長崎県美術館
 (平成 16 年建設)
 敷地面積 約 9,900㎡



出島
 敷地面積 約 12,300㎡

歴史文化博物館
 (平成 17 年建設)
 敷地面積 約 14,400㎡



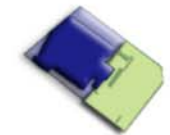
市立図書館
 (平成 19 年建設)
 敷地面積 約 5,900㎡



県立図書館
 (昭和 35 年建設)
 敷地面積 約 3,800㎡



公会堂
 (昭和 37 年建設)
 敷地面積 約 3,600㎡
公会堂前公園
 敷地面積 約 3,600㎡
 計 約 7,200㎡



市民会館
 (昭和 49 年建設)
 敷地面積 約 5,000㎡
魚の町公園
 敷地面積 約 2,900㎡
 計 約 7,900㎡

